

全国大学生協共済生活協同組合連合会が保険契約者となる保険制度

「ご加入のしおり」 についてのご案内

のご案内は、ご加入の有無を問わず「学生賠償責任保険
ご加入のしおり」および「扶養者死亡保障保険ご加入のし
おり」が1冊にセットされております。

加入者証をご確認のうえ、ご加入された保険の「ご加入の
しおり」をご覧ください。

◎学生賠償責任保険にご加入の方は、

(日常生活個人賠償責任補償特約付帯こども総合保険、
施設・生産物賠償責任保険)

「学生賠償責任保険ご加入のしおり」

(P 1～P25) をご覧ください。

◎扶養者死亡保障保険にご加入の方は、

(学業費用補償特約・疾病による学業費用補償特約
付帯こども総合保険)

「扶養者死亡保障保険ご加入のしおり」

(P26～P38) をご覧ください。



全国大学生協共済生活協同組合連合会

引受幹事保険会社／共栄火災海上保険株式会社

学生賠償責任保険

(日常生活個人賠償責任補償特約付帯こども総合保険、
施設・生産物賠償責任保険)

ご加入のしおり

ご加入のみなさまへ

このたびは、学生賠償責任保険にご加入いただき、ありがとうございます。

この「ご加入のしおり」は、学生賠償責任保険についての大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読くださいますようお願いいたします。

ご加入者以外に被保険者（保険の保障を受けられる方）がいらっしゃる場合には、その方にもこの「ご加入のしおり」に記載したことがらをお伝えください。

ご加入内容に変更があった場合は、すみやかにご連絡くださいます様、お願いいたします。

また、P39以降に記載します「保険約款（普通保険約款・特約）」もあわせてご覧くださいますようお願いいたします。

もし、ご不明な点、お気づきの点がございましたら、ご遠慮なく代理店または共栄火災におたずねください。



引受幹事保険会社／共栄火災海上保険株式会社

目 次

I. 制度の概要	3
II. 保障内容のあらまし	5
1. 傷害事故の場合	5
(1) 保険金をお支払いする場合	5
(2) お支払いする保険金の内容	5
(3) 保険金をお支払いできない主な場合	5
2. 日本国内外での日常生活における賠償事故の場合	6
(1) 保険金をお支払いする場合	6
(2) お支払いする保険金の内容	9
(3) 保険金をお支払いできない主な場合	10
3. 日本国内外での正課の講義・行事・実習における 賠償事故の場合	12
(1) 正課の講義・行事・実習の範囲	12
(2) 保険金をお支払いする場合	13
(3) お支払いする保険金の内容	14
(4) 保険金をお支払いできない主な場合	14
4. 救援者費用等補償特約	16
(1) 保険金をお支払いする場合	16
(2) お支払いする保険金の内容	17
(3) 保険金をお支払いできない主な場合	17
5. 保険金額	18
6. 保険期間	18
III. 事故が起こったときにご注意いただきたいこと	19
IV. 個人情報についての重要事項等のご説明	21
V. その他ご注意いただきたいこと	22
適用される保険約款・特約	23
アシスタンスサービスのご案内	25
ご契約に関するお問い合わせは	122

I. 制度の概要

1. 「学生賠償責任保険」は、日本国内外での日常生活における賠償事故を保障する「日常生活個人賠償責任補償特約」を付帯したこども総合保険と日本国内外での正課の講義・行事・実習における賠償事故を保障する賠償責任保険（「施設賠償責任保険」、「生産物賠償責任保険」、「学生賠償責任補償特約」など）で構成されています。
2. 組合員脱退等による場合の終了
生協脱退等により組合員資格を喪失した場合には、契約は終了となります。（生協脱退等には手続きが必要となります。）
3. 変更および解約の手続き
ご加入内容を変更および解約する場合には、「変更申込書」の提出が必要となります。
4. 加入者（被保険者）となれる方
全国大学生協共済生活協同組合連合会の会員（※）の組合員であり、保険期間の満了日において、満23歳未満であるか、学校教育法に定める学校（大学・専門学校など）の学生の方となります。

（※）全国大学生協共済生活協同組合連合会の会員

- (1) 消費生活協同組合法（以下「生協法」という。）により設立された大学等の学生・院生及び教職員を主たる組合員とする生活協同組合
- (2) 前号に該当する生活協同組合が事業の共同を目的として生協法により設立した消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- (3) 他の法律により設立された協同組織体で、生協法第2条第1項各号に掲げる要件を備え、かつ、生活協同組合の行う事業と同種の事業を行うことを目的とするもの
全国大学生協共済生活協同組合連合会
定款 第2章第6条（会員の資格）より

5. 加入の限度
本制度の加入の限度は組合員ごとに1口となります。
6. 死亡保険金の受取人について
本制度において、死亡保険金の受取人は加入者（被保険者）の法定相続人となります。
7. 団体契約のご説明
この保険は、全国大学生協共済生活協同組合連合会が保険契約者となる団体契約です。

8. 被保険者（保険の保障を受けられる方）の範囲

約款・主な特約名	被 保 険 者			
	加入者 (※1)	加入者の 親権者および その他の法定 監督義務者	加入者の 配偶者	加入者の ご親族 (※2)
日常生活・実習等を含む中 行事・実習中 子ども総合保険普通保険約款（傷害事故）	○	×	×	×
日常生活個人賠償責任補償特約	○ (※3)	○ (※3)	○ (※3)	○ (※3)
傷害見舞費用補償特約	○	○	×	×
救援者費用等補償特約 (疾病補償追加型)	○ (※4)	×	×	×
正課の講義・行事・実習中 賠償責任保険普通保険約款 施設所有(管理)者特別約款 生産物特別約款 学生賠償責任補償特約 人格権侵害補償特約	○ (※5)	×	×	×

(※1) 保険期間（保険のご契約期間）の満了日において満23歳未満の方または学校教育法に定める学校（大学・専門学校など）の学生である方に限ります。

(※2) 以下の方をいいます。

○加入者もしくはその親権者または加入者の配偶者の同居の親族

・親族とは、加入者もしくはその親権者または加入者の配偶者の6親等内の血族、3親等内の姻族をいいます。

○加入者もしくはその親権者または加入者の配偶者の別居の未婚の子

・未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(※3) 受託品の損壊・紛失・盗取による賠償責任についても保険金支払の対象となりますが、対象となる受託品は加入者が受託・管理する財物に限ります。

(※4) 救援者とは、以下の方をいいます。

加入者の捜索、救助、移送もしくは看護または事故処理を行うために現地に赴く加入者の親族またはこれらの方の代理人をいいます。

(※5) 「正課の講義・行事・実習における医療関連実習の遂行」に起因する感染事故損害防止費用をお支払いするにあたっての被保険者には、その正課の講義・行事・実習を実施している大学等が含まれます。（詳しくはP119をご参照ください。）

(注1) 加入者と加入者以外の方との続柄は、保険金支払の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

(注2) 日常生活個人賠償責任補償特約・賠償責任保険においては、責任無能力者は被保険者（保険の保障を受けられる方）に含みません。

(注3) 親権者とは、未成年者かつ、婚姻をしたことがない方に対して親権を行う方をいいます。したがって保険期間の途中で加入者が成年（満20歳以上）に達した場合または婚姻した場合は、上記の「親権者」にかかる部分は対象外となりますのでご注意ください。

Ⅱ. 保障内容のあらまし（詳しくは保険約款をご覧ください。）

1. 傷害事故の場合

(1) 保険金をお支払いする場合

日本国内・海外を問わず、加入者（被保険者）が急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガをされ、そのケガがもとで死亡された場合に保険金をお支払いします。

■ 用語のご説明 ■

「急激かつ偶然な外来の事故」とは、次のとおりです。

- (1) 「急激」とは、突発的に発生することをいいます。ケガの原因としての事故が緩慢に発生するのではなく、原因となった「事故」から結果としての「ケガ」までの過程が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。
- (2) 「偶然」とは、予知されない出来事をいいます。傷害保険でいう偶然とは、「事故の発生が偶然であるか」、「結果の発生が偶然であるか」、「原因、結果とも偶然であるか」のいずれかであることを必要とします。
- (3) 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

⇒ 日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛（反復性の原因によるもの）、疾病などは“急激かつ偶然な外来の事故によるケガ”に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。

(2) お支払いする保険金の内容

<死亡保険金>

事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。）、死亡保険金額の全額を加入者（被保険者）の法定相続人にお支払いします。

(3) 保険金をお支払いできない主な場合

主に以下のような場合には保険金をお支払いできません。

- ①加入者（被保険者）または加入者（被保険者）の親権者もしくは後見人の故意または重大な過失
- ②保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失（その方が死亡保険金の一部の受取人である場合は、他の方が受け取るべき金額については、お支払いの対象となります。）
- ③加入者（被保険者）の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ④加入者（被保険者）が酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ⑤加入者（被保険者）が無資格または麻薬などの使用により正常な運転ができないおそれのある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故

- ⑥加入者（被保険者）の脳疾患、疾病または心神喪失（たとえば歩行中に疾病により意識を喪失し転倒をしたためにケガをされた場合など）
- ⑦加入者（被保険者）の妊娠、出産、早産または流産
- ⑧戦争、外国の武力行使または暴動など（「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為による事故については保障の対象となります。）
- ⑨加入者（被保険者）が登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など特に危険度の高い運動を行っている間の事故

…など

2. 日本国内外での日常生活（正課の講義・行事・実習等を含む）における賠償事故の場合

(1) 保険金をお支払いする場合

① 日常生活個人賠償責任補償特約＋日常生活個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約（受託品補償拡大型）

次のいずれかの偶然な事故による他人の身体の障害（生命または身体を害することをいいます。）または他人の財物の損壊（滅失、損傷または汚損をいいます。）について、法律上の損害賠償責任を負担されることによって損害を被った場合に、保険金をお支払いします。

- (1) 加入者（被保険者本人）の居住の用に供される住宅（敷地内の動産および不動産を含みます。）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- (2) 被保険者の日常生活（住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故
- (3) 加入者（被保険者本人）の居住の用に供される住宅内に保管中または加入者（被保険者本人）が一時的に住宅外で管理中の受託品※の損壊・紛失・盗取

※「受託品」とは、加入者（被保険者本人）が日本国内において他人から借りた、または預かった財物（情報機器等に記録された情報を含みます。）・レンタル用品等で、加入者（被保険者本人）が管理するものをいいます。なお、次の物は受託品に関する損害賠償責任の補償対象となりません。

- ①通貨、預金証書、貯金証書、預金通帳、貯金通帳、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物
- ②貴金属、宝石、書画、骨董（こっとう）、彫刻、美術品その他これらに準ずる物
- ③自動車（被牽引車を含みます。）、原動機付自転車、船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。）、航空機およびこれらの付属品

- ④自転車、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品
- ⑤携帯電話（PHSを含みます。）等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品
- ⑥ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子手帳、電子辞書、電子書籍等の携帯式電子機器およびこれらの付属品
- ⑦携帯オーディオプレーヤー等の携帯式音響機器およびこれらの付属品
- ⑧携帯レコーダー等の携帯式録音機器およびこれらの付属品
- ⑨銃砲、刀剣その他これらに準ずる物
- ⑩加入者（被保険者本人）が次に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具

運 動 等	
1	山岳登はん（ピッケル・アイゼン・ザイル・ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミングおよびフリークライミングをいいます。）
2	リュージュ、ボブスレー、スケルトン
3	スカイダイビング
4	航空機（航空機には、グライダーおよび飛行船は含みません。）操縦
5	ハンググライダー搭乗
6	モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等の超軽量動力機（パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。）搭乗
7	ジャイロプレーン搭乗
8	その他1～7に類する危険な運動

- ⑪動物、植物等の生物
- ⑫建物（注）
- ⑬門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
- ⑭公序良俗に反する物

（注）次のア．～ウ．のいずれかに該当するものを含みます。

- ア．畳、建具その他これらに類する物
- イ．電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト設備のうち建物に付加したもの
- ウ．浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの

※加入者（被保険者本人）が正課の講義・行事・実習においてその目的にしたがって使用している間に限り、次の物は受託品に関する損害賠償責任の補償対象とな

ります。

- ①自動車（被牽引車を含みます。また、道路以外の場所においてのみ運行の用に供するものおよび農耕作業の用に供する目的として製作された小型特殊自動車に限ります。）、原動機付自転車（道路以外の場所においてのみ運行の用に供するものに限ります。）
- ②自転車、ラジコン模型
- ③携帯電話（PHSを含みます。）等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品
- ④ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子手帳、電子辞書、電子書籍等の携帯式電子機器およびこれらの付属品
- ⑤携帯オーディオプレーヤー等の携帯式音響機器およびこれらの付属品
- ⑥携帯レコーダー等の携帯式録音機器およびこれらの付属品
- ⑦加入者（被保険者本人）が山岳登山（ピッケル・アイゼン・ザイル・ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミングおよびフリークライミングをいいます。）を行っている間のその運動等のための用具

（注）他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{損害の額}} - \boxed{\text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}}$$

② 傷害見舞費用補償特約

日本国内・海外を問わず、加入者（被保険者）の行為に起因する偶然な事故により、他人が身体に障害を被ったときに、加入者（被保険者）が損害賠償金を支払うことなく慣習として支払った見舞費用（弔慰金、入院見舞金、見舞品購入費用等をいいます。）に対して1回の事故につき100万円を限度として保険金をお支払いします。

（注）他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が傷害見舞費用の額または100万円のいずれか低い額を超えるときは、次の①・②に掲げる

額のいずれかを保険金としてお支払いします。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

保険金の額	=	傷害見舞費用の額 または100万円の いずれかの低い額	-	他の保険契約等から 支払われた保険金ま たは共済金の合計額
-------	---	-----------------------------------	---	-------------------------------------

(2) お支払いする保険金の内容

- ① 日常生活個人賠償責任補償特約+日常生活個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約（受託品補償拡大型）

以下の損害賠償金（1回の事故につき日常生活個人賠償責任保険金額（1億円）を限度とします。）、費用損害、臨時費用の合計額を保険金としてお支払いします。

●損害賠償金

- ア. 他人の身体に障害を与えた場合

事故の状況、程度などにより、治療費・慰謝料などをお支払いします。

- イ. 他人の財物を破損した場合

事故直前の状態に復旧するのに必要な修理費（時価を限度とします。修理不能の場合も同様）をお支払いします。

●費用損害

- ア. 訴訟費用（あらかじめ共栄火災の承認が必要です。）

訴訟、仲裁、和解等に要した費用（弁護士報酬等も含みます。）

- イ. 緊急措置費用

被害者の応急手当、護送、診療、治療、看護、その他緊急措置に要した費用

- ウ. 損害発生拡大防止費用

事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益と認められる費用

……など

●臨時費用

- ア. 被害者が死亡した場合は、1回の事故・被害者1名につき10万円限度

- イ. 被害者が病院または診療所に20日以上入院した場合は、1回の事故・被害者1名につき2万円限度

- ② 傷害見舞費用補償特約

慣習として支払われた見舞費用に対して、1回の事故につき100万円を限度として以下の保険金をお支払いします。

●死亡見舞費用保険金

ケガの直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に他人（被害者）がお亡くなりになった場合は、被害者1名につき50万円限度

（注）その被害者についてすでに後遺障害見舞費用保険金をお支払いしている場合は、50万円からすでに支払いした後遺障害見舞費用保険金の額を差し引いた額を限度にお支払いします。

●後遺障害見舞費用保険金

ケガの直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に他人（被害者）に後遺障害が生じた場合は、被害者1名につきその後遺障害の程度に応じて1.5万円から50万円限度

●入院見舞費用保険金

ケガの直接の結果として他人（被害者）が入院された場合は、被害者1名につきその期間に応じて1.5万円から10万円限度

●通院見舞費用保険金

ケガの直接の結果として他人（被害者）が事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合は、被害者1名につきその期間に応じて1万円から5万円限度

（注）通院しない場合でも、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位を固定するために被害者以外の医師の指示によりギプス等を常時装着したときは、その日数について通院をしたものとみなします。

(3) 保険金をお支払いできない主な場合

主に以下のような場合には保険金をお支払いできません。

日常生活個人賠償責任補償特約	傷害見舞費用補償特約
<p>(1) 次の事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>【受託品以外の事故および受託品の事故の両方に適用されるもの】</p> <p>①被保険者の故意</p> <p>②地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>③戦争、外国の武力行使または暴動など（「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為による損害については保障の対象となります。）</p> <p>……など</p> <p>【受託品の事故のみに適用されるもの】</p> <p>①被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為</p>	<p>①被保険者の故意または重大な過失</p> <p>②地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>③戦争、外国の武力行使または暴動など（「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為による損害については保障の対象となります。）</p> <p>④むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見（※）のないもの</p> <p>⑤被保険者の職務遂行（アルバイトを除きます。）に直接起因するケガ</p> <p>⑥被保険者と同居する親族が被ったケガ</p> <p>⑦被保険者の使用人が被保険者の事</p>

- ②被保険者が酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ③被保険者が無資格または麻薬などの使用により正常な運転ができないおそれのある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ④加入者（被保険者本人）に引き渡される以前から受託品に存在した欠陥
- ⑤差押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使（火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合は、お支払いの対象となります。）
- ⑥受託品に生じた自然発火または自然爆発
- ⑦偶然な外来の事故に直接起因しない受託品の電氣的事故または機械的の事故
- ⑧受託品の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、汗ぬれ、ねずみ食い、虫食いなど
- ⑨屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、雪またはひょうによる受託品の損壊

……など

- (2) 次のいずれかの損害賠償責任を負担することによって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

【受託品以外の事故および受託品の事故の両方に適用されるもの】

- ①被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の行為による損害賠償責任）。ただし、加入者（被保険者本人）が従事するアルバイトおよび加入者（被保険者本人）が行うインターンシップに起因する損害賠償責任に対しては、お支払いの対象となります。
- ②専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④被保険者と第三者との間の損害賠償に関する特別な約定により加重された損害賠償責任
- ⑤被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ……など

【受託品以外の事故のみに適用されるもの】

- ①被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財

業または業務に従事中に被ったケガ。ただし、被保険者が家事使用人として使用する方については、お支払いの対象となります。

- ⑧被保険者の心神喪失に起因するケガ
- ⑨被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因するケガ
- ⑩航空機、船舶・車両（原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場におけるゴルフカートを除きます。）または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因するケガ

……など

物について正当な権利を有する方に対する損害賠償責任

②被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任

③航空機、船舶・車両（原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場におけるゴルフカートを除きます。）または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

④被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する方については、お支払いの対象となります。

……など

【受託品の事故のみに適用されるもの】

①航空機、船舶（原動力が専ら人力であるものを除きます。）または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

②受託品が委託者に返還された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任

③直接、間接を問わず、被保険者がその受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（収益減少等）

④受託品について、通常必要とされる取扱上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託品を使用したことに起因する損害賠償責任

……など

(※) 医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

3. 日本国内外での正課の講義・行事・実習における賠償事故の場合

(1) 正課の講義・行事・実習の範囲

①正課の講義

大学等[※]が授業として取扱う講義、実験、実習、演習等をいいます。

②学校行事

大学等[※]が教育活動の一環として主催する行事をいいます。

③教育実習

教育職員免許法第5条第1項の別表第1、第2もしくは第2の2に定める単位習得のために行う、教育職員免許法施行規則第6条第5欄に掲げる教育実習をいいます。

④特例実習

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律第2条に定める特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣と厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて行われる、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの方との交流等の体験をいいます。

⑤インターンシップ

加入者（被保険者）が大学等^{*}の在学期間中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うことをいいます。

⑥ボランティア活動

①、②に準じるボランティア活動をいいます。ただし、部活動、サークル活動として行うボランティア活動は含みません。

※大学等とは、学校教育法に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校およびこれと同等の教育機関をいいます。

※①から⑥までの活動を総称して以下「正課の講義等」といいます。

(2) 保険金をお支払いする場合

①加入者（被保険者）が「日本国内外での正課の講義等のために使用する施設の使用、管理」に起因する事故や加入者（被保険者）の「日本国内外での正課の講義等」に起因する事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したことによって法律上の賠償責任を負ったときに保険金をお支払いします。

②加入者（被保険者）が「日本国内外での正課の講義等で製造、販売もしくは施工した財物（以下「生産物」といいます。）が他人に引き渡された後、その生産物」に起因して保険期間中に生じた事故や加入者（被保険者）が行った「日本国内外での正課の講義等の結果」に起因して保険期間中に生じた事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したことによって法律上の賠償責任を負ったときに保険金をお支払いします。

③加入者（被保険者）が日本国内外での正課の講義等の遂行に起因して、加入者（被保険者）もしくは加入者（被保険者）以外の者が行った次に掲げる不当な行為（以下「不当行為」といいます。）により、加入者（被保険者）が法律上の賠償責任を負ったときに保険金をお支払いします。

ア. 不当な身体キの拘束による自由の侵害または名誉毀損
イ. 口頭、文書、図画その他これらキに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーキの侵害

④「日本国内外での正課の講義等における医療関連実習の遂行」に起因して、加入者（被保険者）の身体に感染による障害が発生またはそのおそれがある場合、感染の予防または治療のために共栄火災の承認を得て支出した費用「以下

感染事故損害防止費用といいます。」をお支払いします。

※上記①～④の損害を補償する他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えているときは、次のア・イのいずれかに該当する額を保険金としてお支払いします。

ア. 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

イ. 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{損害の額}} - \boxed{\text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}}$$

(3) お支払いする保険金の内容

1回の事故につき以下の損害賠償金、費用損害の合計額を保険金としてお支払いします。

ただし、損害賠償金と費用損害の②緊急措置費用、③損害発生拡大防止費用を合わせてご加入の支払限度額が限度となります。

●損害賠償金

①他人の身体に障害を与えた場合

：事故の状況、程度などにより、治療費・慰謝料などをお支払いします。

②他人の財物を破損した場合

：事故直前の状態に復旧するのに必要な修理費（時価を限度、修理不能の場合も同様）をお支払いします。

●費用損害

①争訟費用

：訴訟、仲裁、和解等に要した費用（弁護士報酬等も含みます。）

②緊急措置費用

：被害者の応急手当、護送、診療、治療、看護、その他緊急措置に要した費用

③損害発生拡大防止費用

：事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益と認められる費用
なお、上記②の緊急措置費用を除き、事前に共栄火災の承認が必要です。

(4) 保険金をお支払いできない主な場合

主に以下のような場合には保険金をお支払いできません。

①加入者（被保険者）の故意によって生じた賠償責任

②加入者（被保険者）と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された

賠償責任

- ③加入者（被保険者）と同居する親族に対する賠償責任
- ④加入者（被保険者）の使用人が、加入者（被保険者）の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑤戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議に起因する賠償責任
- ⑥地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する賠償責任
- ⑦排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任
- ⑧核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故に起因する賠償責任
- ⑨加入者（被保険者）の職務（正課の講義等を除きます。）遂行に直接起因する賠償責任
- ⑩加入者（被保険者）の心神喪失に起因する賠償責任
- ⑪加入者（被保険者）または加入者（被保険者）の指図による暴行または殴打に起因する賠償責任

<施設所有（管理）者特別約款>

- ①施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する賠償責任
- ②航空機、昇降機、ロープウェイ、ケーブルカー、自動車または施設外における船、車両（原動力が専ら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ③屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任

<生産物特別約款>

- ①生産物の性質または欠陥により、損壊したことに起因するその生産物自体に対する賠償責任
- ②加入者（被保険者）が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売または施工した生産物に起因する賠償責任
- ③事故発生時における回収、検査、修理、交換等の回収費用等

注1 「日本国内外での正課の講義等の遂行に起因して、加入者（被保険者）もしくは加入者（被保険者）以外の者が行った次のア、イの不当行為」による損害賠償金は、次の①～⑤の場合はお支払いできません。

- ア. 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
- イ. 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害

- ①加入者（被保険者）によって、または加入者（被保険者）の了解もしくは同意に基づいて加入者（被保険者）以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する賠償責任
- ②直接であると間接であるとを問わず、加入者（被保険者）による採用、雇用または解雇に関して、加入者（被保険者）によって、または加入者（被保険者）以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ③最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続また

は反復として加入者（被保険者）によって、または加入者（被保険者）以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任

④事実と異なることを知りながら、加入者（被保険者）によって、または加入者（被保険者）の指図により加入者（被保険者）以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任

⑤加入者（被保険者）によって、または加入者（被保険者）のために加入者（被保険者）以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任

注2「日本国内外での正課の講義等における医療関連実習の遂行」に起因して、学生賠償責任保険加入者の身体に感染による障害が発生またはそのおそれがある場合の感染事故損害防止費用は、次の場合はお支払いできません。

①保険期間開始前に感染していた感染症

②正課の講義等における医療関連実習以外における事故

4. 救援者費用等補償特約

(1) 保険金をお支払いする場合

加入者（被保険者）が次の①～④のいずれかに該当したことにより、加入者（被保険者）または加入者（被保険者）の親族が負担した搜索救助費用や交通費宿泊料等をその費用の負担者にお支払いします。

① 保険期間中に加入者（被保険者）が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合、または遭難した場合

② 保険期間中に、日本国内または国外における急激かつ偶然な外来の事故によって加入者（被保険者）の生死が確認できない場合、または緊急な搜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合

③ 保険期間中に加入者（被保険者）の居住の用に供される住宅外において被ったケガを直接の原因として、ケガの原因となった事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、または継続して3日以上入院した場合

④ 疾病を直接の原因として保険期間中に死亡した場合、または保険期間中に発病し、かつ、医師の治療を開始した疾病を直接の原因として3日以上入院した場合

(注) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が救援者費用等の額を超えるときは、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{救援者費用等の額}} - \boxed{\text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}}$$

(2) お支払いする保険金の内容

加入者（被保険者）または加入者（被保険者）の親族が負担した次の①～⑤に掲げる費用をお支払いします。

- ① 搜索救助費用
- ② 救援者（家族等）の現地までの交通費（1往復分での運賃で救援者2名分を限度）。ただし、加入者（被保険者）の生死が判明した後または加入者（被保険者）の緊急な搜索、救助もしくは移送の活動が終了した後に現地に赴く救援者に係る費用は除きます。
- ③ 救援者（家族等）の現地および現地までの宿泊料（救援者1名につき14日分を限度とし、救援者2名分まで）。ただし、加入者（被保険者）の生死が判明した後または加入者（被保険者）の緊急な搜索、救助もしくは移送の活動が終了した後に現地に赴く救援者に係る費用は除きます。
- ④ 現地からの移送費用（死亡もしくは治療を継続中の加入者（被保険者）を現地から加入者（被保険者）の住所、もしくはその住所の属する国の病院もしくは診療所に移転するために要した費用）。
- ⑤ 救援者（家族等）の渡航手続費等の諸雑費（日本国外においては20万円限度。国内においては3万円限度。）

(3) 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 加入者（被保険者）の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失（その方が保険金の一部の受取人である場合は、他の方が受け取るべき金額については、お支払いの対象となります。）
- ③ 加入者（被保険者）の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ④ 加入者（被保険者）が酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ⑤ 加入者（被保険者）が無資格または麻薬などの使用により正常な運転ができないおそれのある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ⑥ 加入者（被保険者）の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 戦争、外国の武力行使または暴動など（「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為による事故については保障の対象となります。）
- ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑨ 加入者（被保険者）が登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など特に危険度の高い運動を

行っている間の事故

…など

5. 保険金額

主なお支払いする保険金および保険金額は以下のとおりとなります。

	お支払いする保険金	支払限度額
日常生活（正課の講義・行事・実習等を含む）における賠償事故	損害賠償金 ※1	1事故 1億円限度 ※1
	臨時費用	被害者死亡 ：1事故1名10万円限度 被害者20日以上入院 ：1事故1名2万円限度
	見舞費用 後遺障害、入院、通院 については傷害の程度 や治療期間により支払 保険金の額が変わります。	死亡・後遺障害 50万円限度 入院 1.5万～10万円限度 通院 1万～5万円限度 ／1事故100万円限度
正課の講義・行事・実習における賠償事故	損害賠償金	1事故 1億円限度 ※2
	人格権侵害に対する損害賠償金	500万円限度 / 1事故・各保険年度 ※3
	医療関連実習における感染事故損害防止費用	500万円限度 / 1事故・各保険年度 ※3
救護者・捜索救助費用	100万円限度 / 各保険年度 ※3	
傷害死亡保険金	10万円	

※1 情報機器等に記録された情報の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して支払う保険金の額は、500万円を限度とします。

※2 他人にケガをさせたり、他人の財物に損壊を与え法律上の賠償責任を負ったとき（施設賠償責任保険）：1事故 1億円限度
製造、販売、施工した財物が他人に引き渡された後でその生産物により法律上の賠償責任を負ったとき（生産物賠償責任保険）
：1億円限度 / 各保険年度 ※3

※3 各保険年度とは、保険期間中に到来する4月1日から翌年3月31日までの1年毎のことをいいます。

6. 保険期間

本制度の保険期間は以下のとおりとなります。

(1) 始期

①平成27年（2015年）3月31日までに加入申込みの場合は、平成27年（2015年）4月1日午前0時

②平成27年（2015年）4月1日以降に加入申込みの場合は、加入申込日の翌日午前0時

(2) 終期

卒業予定年の4月1日午後4時

Ⅲ. 事故が起こったときにご注意いただきたいこと

保険金支払の事由が発生したときは、在学の大学生協窓口または以下にご連絡ください。

日本国内での事故の場合

共栄火災大学生協事故センター 0120-250-980 (通話料無料)

- 受付時間：平日9：00～17：00
- 上記以外の日時は、上記のダイヤルから「共栄火災休日夜間事故受付センター」へ自動的に転送されます。

海外での事故の場合

海外で事故が発生した場合には、すみやかに下記にご連絡ください。

●連絡先

(81) -3-5299-2805 (コレクトコール)

※コレクトコール番号は、海外事情により変わる場合があります。

万一事故が発生した場合は、すみやかに共栄火災にご連絡ください。なお、ご連絡が遅れますと保険金を削減して支払う場合がありますのでご注意ください。

【保険金ご請求の手続きについて】

保険金の請求にあたっては、必要に応じて共栄火災の定める次の必要書類をご提出いただくなど、所定のお手続きが必要となります。

【傷害事故】

- (1) 保険金請求書兼同意書
- (2) 死亡診断書（死体検案書）
- (3) 戸籍謄本
- (4) 委任状
- (5) 委任者の印鑑登録証明書
- (6) 交通事故証明書（交通事故による請求の場合）
- (7) 事故状況報告書

など

【賠償事故】

- (1) 保険金請求書兼同意書
- (2) 示談書
- (3) 診断書（対人事故の場合）
- (4) 診療報酬明細書、治療費領収書（対人事故の場合）
- (5) 休業損害証明書等の被害者の休業にかかる損害を証明する書類（対人事故の場合）
- (6) 修理見積書（対物事故の場合）
- (7) 写真（対物事故の場合）

など

【救援者・捜索救助費用】

- (1) 保険金請求書兼同意書

- (2) 加入者（被保険者）が保険金支払の事由に該当したことを証明する書類
- (3) 費用の支出明細書およびその支出を証明する書類
- (4) 委任状
- (5) 委任者の印鑑証明書

など

【ご注意いただきたいこと－傷害事故】

- (1) すでに存在していた身体の障害や病気（骨粗しょう症を含みます。）の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する額を保険金としてお支払いします。（ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。）
- (2) 死亡保険金をご請求いただいた場合は、共栄火災の指定する医師が作成した加入者（被保険者）の診断書または死体検案書の提出を求めることがあります。（この費用は共栄火災が負担します。）

【ご注意いただきたいこと－賠償事故1】

- (1) 示談および賠償金については、あらかじめ共栄火災にご相談ください。

事前にご相談いただけない場合は、賠償金の一部または全額をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

- (2) 日本国内での日常生活における賠償事故（日本国外の裁判所に訴訟が提起された場合を除きます。）の場合、相手方および被保険者の同意が得られれば、共栄火災が被保険者のために示談交渉をお引き受けいたします。ただし、被保険者が正当な理由なく共栄火災への協力を拒まれた場合には、共栄火災は相手方との示談交渉はできません。（日常生活個人賠償責任補償特約による賠償事故の場合）

【ご注意いただきたいこと－賠償事故2】

- (1) 加害者が複数の場合は共同責任となります。
- (2) 相手方にも過失がある場合には、妥当な損害額から相手方の過失割合相当額を差し引いた金額をお支払いします。
- (3) 自動車・バイク（原動機付自転車を含みます。）による事故については保険金支払の対象となりません。
- (4) アパートなどの借戸室を壊した場合（汚損を含みます。）は保険金支払の対象となりません。
- (5) 職務遂行（アルバイトおよびインターンシップ・正課の講義等を除きます。）に直接起因する事故は保険金支払の対象となりません。
- (6) 同居の親族に対する事故は保険金支払の対象となりません。

【ご注意いただきたいこと－賠償事故3】

賠償事故が発生し保険金が支払われる場合、被保険者の共栄火災への保険金請求権に対して、被害者は先取特権（賠償責任保険金から、他の債権者に優先して弁済を受けられる権利）を行使することができます。

被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害の賠償をした場合、または被害者が承諾した場合に限られます。

IV. 個人情報についての重要事項等のご説明

※保険契約にお申し込みいただいた方（ご加入者）以外に保険の保障を受けられる方（被保険者等）がいらっしゃる場合には、その方にもここに記載されたことがらをお伝えください。

■情報のお取扱いについて

学生賠償責任保険（日常生活個人賠償責任補償特約付帯こども総合保険、施設・生産物賠償責任保険）のご加入にあたり、全国大学生協共済生活協同組合連合会にご提供されました個人情報につきましては、引受保険会社である共栄火災海上保険株式会社および三井住友海上火災保険株式会社に提供されます。

■引受保険会社における情報のお取扱いについて

(1) 情報の利用目的について

引受保険会社は、全国大学生協共済生活協同組合連合会から提供された情報につきまして、保険制度の健全な運営とサービスの提供等のため、次の目的の達成に必要な範囲内において利用いたします。

- ①保険契約の引受、保険金の支払その他の保険契約の履行および付帯サービスの提供
- ②保険事故の調査（医療機関・当事者等の関係先に対する照会等を含みます。）
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ会社およびこれらの提携先企業の保険商品・各種サービスの提供・案内

(2) 情報の第三者提供について

引受保険会社は、全国大学生協共済生活協同組合連合会から提供された情報につきまして、保険制度の健全な運営のため、個人情報の保護に関する法律その他の法令等に規定されている場合のほか、次の場合について第三者に提供します。

- ①本保険契約（学生賠償責任保険）に関し、上記(1)情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、業務委託先（保険代理店を含みます。）、医師、面接士、調査会社、他の保険会社、金融機関等に対して提供する場合
- ②保険契約の適正な引受、保険金の適正な支払および不適切な保険金の請求等を防止するため、損害保険会社等の間において、保険契約、保険事故、保険金請求または保険金支払等に関する情報を交換する場合
- ③再保険契約の締結または再保険金の受領等のため、再保険取引先に対して再保険契約上必要な情報を提供する場合

(3) 共同利用について

引受保険会社は、全国大学生協共済生活協同組合連合会から提供された情報につきまして、次の場合について共同利用します。

- ①保険契約の適正な引受、保険金の適正な支払および不適切な保険金の請求等を防止するため、保険契約に関する情報を一般社団法人日本損害保険協会に登録のうえ、損害保険会社等の間において共同利用する場合
- ②引受保険会社と引受保険会社のグループ会社およびこれらの提携先企業との間で商品・サービス等の提供・案内のために個人情報を利用して利用する場合
- (注) 引受保険会社と引受保険会社のグループ会社およびこれらの提携先企業につきましては、引受保険会社各社のホームページをご覧ください。

なお、個人情報全般に関する詳細内容は、引受保険会社各社のホームページをご覧ください。

共栄火災海上保険株式会社 <http://www.kyoeikasai.co.jp/>
 三井住友海上火災保険株式会社 <http://www.ms-ins.com/>

V. その他ご注意いただきたいこと

<保険会社が破綻した場合等の保険金等のお取扱いについて>

引受保険会社の経営が破綻した場合、または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となるおそれがあるとして保険業法に基づく所定の手続きが行われた場合には、保険金、解約返れい金等のお支払いが、一定期間凍結されたり、金額が削減される等の支障が生じることがあります。

引受保険会社の経営が破綻した場合に備えて、「損害保険契約者保護機構」があり、個人分野の保険を中心に、万一の場合に支払われる保険金について補償することを重視して、破綻した損害保険会社の契約者を保護することとなっております。

この保険の保険金、解約返れい金等は、次の割合により補償されます。

保険種類	保険期間	保 険 金 (事故発生時の補償)		解 約 返れい金等
		破綻後3か月 以内の保険事故	3か月 経過後	
こども総合保険 (特約を含む)	1年以内	100%	80%	80%
	1年超	90% (※)		
施設・生産物 賠償責任保険	1年以内 および	破綻後3か月 以内の保険事故	3か月 経過後	3か月 経過後
	1年超	100%	80%	80%

(※) 保険期間が5年超の場合は90%から追加で引き下げが行われることがあります。

(注1) 破綻保険会社の財産状況により、上記の補償割合を上回る補償が可能である場合は、当該財産状況に応じた補償割合により給付を受けることができます。

(注2) 保険契約の移転の際に、補償割合までの削減に加え、保険契約を適正、安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定損害率、予定事業費率）が変更される可能性があります。また、保険契約の継続のための保険集団の維持の観点から、早期解約控除制度（通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行うことをいいます。）が設けられる可能性があります。

<共同保険のご説明>

学生賠償責任保険は、共栄火災海上保険株式会社を幹事保険会社、三井住友海上火災保険株式会社を非幹事保険会社とする共同保険契約です。複数の保険会社による共同保険契約につきましては、各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。なお、各引受保険会社の引受割合につきましては、取扱代理店または共栄火災にご照会、ご確認いただけます。

適用される保険約款・特約

●日本国内外での傷害事故・日常生活における賠償事故

約款・特約名称	傷害事故	日常生活における賠償事故	傷害見舞費用	救援者費用	該当ページ
こども総合保険普通保険約款	○	—	—	—	39
死亡保険金のみの支払特約	○	—	—	—	63
育英費用補償対象外特約	○	—	—	—	63
賠償責任補償対象外特約	○	—	—	—	63
訴訟の提起に関する特約	○	○	○	○	64
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約	○	○	○	○	64
長期保険特約	○	○	○	○	64
保険料支払に関する特約	○	○	○	○	67
共同保険に関する特約	○	○	○	○	67
天災補償特約	○	—	—	—	68
日常生活個人賠償責任補償特約	—	○	—	—	68
日常生活個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約 (受託品補償拡大型)	—	○	—	—	77
傷害見舞費用補償特約	—	—	○	—	83
本人のみ補償特約 (傷害見舞費用補償特約用)	—	—	○	—	88
救援者費用等補償特約 (疾病補償追加型)	—	—	—	○	88

こども総合保険普通保険約款には、①死亡保険金、②後遺障害保険金、③入院保険金、④手術保険金、⑤通院保険金、⑥育英費用保険金および⑦賠償責任保険金に関する規定がありますが、学生賠償責任保険では「死亡保険金のみの特約」、「育英費用補償対象外特約」および「賠償責任補償対象外特約」を付帯することにより普通保険約款における②から⑦の保険金はお支払いできません。

●日本国内外での正課の講義・行事・実習における賠償事故

付帯される特別約款 約款・特別約款・特約名称	施設所有(管理) 者特別約款	生産物 特別約款	該 当 ページ
賠償責任保険普通保険約款	—	—	105
施設所有(管理)者特別約款	—	—	114
生産物特別約款	—	—	114
施設所有(管理)者特別約款追加特約 (学賠用)	○	—	115
生産物特別約款追加特約	—	○	115
L P ガス販売業務補償対象外特約	○	○	116
油濁損害補償対象外特約	○	—	116
原子力危険補償対象外特約	○	○	116
石綿損害等補償対象外特約	○	○	117
廃棄物補償対象外特約	○	○	117
汚染危険補償対象外特約	○	○	117
被障害者の間接損害補償対象外特約	○	○	117
効能不発揮損害補償対象外特約	—	○	117
職業性疾病等補償対象外特約	—	○	117
漏水補償特約(施設用)	○	—	118
学生賠償責任補償特約	○	○	118
人格権侵害補償特約 (学生賠償責任保険用)	○	—	120
不良完成品等損害補償特約	—	○	121
保険料支払に関する特約	○	○	121

アシスタンスサービスのご案内

～ご加入者が日常生活中にトラブルを抱えたときのために～

学生賠償責任保険にご加入いただいた方全員が、次のサービスをご利用いただけます。

- a. 健康・介護相談サービス（24時間365日 対応）
専門スタッフが、健康に関するさまざまなご質問にお答えし、適切なアドバイスをいたします。
 - ①病気に関するご相談、アドバイス
 - ②病院に関する情報のご提供
- b. 法律・税務相談サービス（毎週水曜日 10：00～17：00
ただし、年末年始（12/30～1/5）・祝日の場合を除きます。）
弁護士・税理士が法律や税務に関する相談に電話でお答えします。
- c. 日常生活トラブル相談サービス ※実費はご本人のご負担になります。
日常生活のトラブルに対して次のサービスをご提供します。
 - トラブル相談先紹介サービス
行政機関などトラブル解決に適した相談窓口を無料で紹介します。
 - バイク・自動車トラブル駆けつけ業者手配サービス
バイク・自動車の故障修理や緊急時に専門業者の手配やアドバイスをします。
 - ハウストラブル駆けつけ業者手配サービス
日常生活の鍵（家・車など）や水周りのトラブルに際し、最寄りの専門業者を手配します。

— ご利用にあたって —

- ①音声メッセージにより、ご利用いただきますサービスをご指定ください。
- ②オペレーターが出ましたら学生賠償責任保険のアシスタンスとお申し出ください。オペレーターから加入者番号の確認がありますので、ご自分の加入者番号をお申し出ください。
- ③オペレーターは、ご利用者のご希望を確認し、該当のサービスをご案内いたします。

※ a、bは「まごころ健康ダイヤル」として、オペレーターが電話に出ます。

0120-009-862（通話料無料）プライバシーは固く守られます。

目 次

I. 制度の概要	28
II. 保障内容のあらまし	30
1. 傷害事故の場合	30
(1) 保険金をお支払いする場合	30
(2) お支払いする保険金の内容	30
(3) 保険金をお支払いできない主な場合	30
2. 扶養者死亡等による学資費用の場合	31
(1) 保障対象者（被保険者）の範囲	31
(2) 保険金をお支払いする場合	31
(3) お支払いする保険金の内容	32
(4) 保険金をお支払いできない主な場合	33
3. 保険金額	34
4. 保険期間	34
III. 事故が起こったときにご注意いただきたいこと	34
IV. 個人情報についての重要事項等のご説明	36
V. その他ご注意いただきたいこと	37
適用される保険約款・特約	38
ご契約に関するお問い合わせは	122

I. 制度の概要

1. 「扶養者死亡保障保険」は、「学業費用補償特約」と「疾病による学業費用補償特約」を付帯したことも総合保険で構成されています。加入者（被保険者）の扶養者が保険期間中に疾病を発病し、その直接の結果として死亡されたときや、扶養者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として死亡されたときや重度の後遺障害に認定されたときなど、加入者（被保険者）を扶養できない状態となった場合に、支払対象期間中に毎年必要となる学資費用を保険金額を上限に保障します。また、急激かつ偶然な外来の事故により加入者（被保険者）が亡くなられた場合に10万円（1口加入の場合）を保障します。
2. 組合員脱退等による場合の終了
生協脱退等により組合員資格を喪失した場合には、契約は終了となります。（生協脱退等には手続きが必要となります。）
3. 変更および解約の手続き
ご加入内容を変更および解約する場合には、「変更申込書」の提出が必要となります。
4. 加入者（被保険者）となれる方
全国大学生協共済生活協同組合連合会の会員（※）の組合員であり、保険期間の満了日において、満23歳未満であるか、学校教育法に定める学校（大学・専門学校など）の学生の方となります。

（※）全国大学生協共済生活協同組合連合会の会員

- (1) 消費生活協同組合法（以下「生協法」という。）により設立された大学等の学生・院生及び教職員を主たる組合員とする生活協同組合
- (2) 前号に該当する生活協同組合が事業の共同を目的として生協法により設立した消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- (3) 他の法律により設立された協同組織体で、生協法第2条第1項各号に掲げる要件を備え、かつ、生活協同組合の行う事業と同種の事業を行うことを目的とするもの

全国大学生協共済生活協同組合連合会
定款 第2章第6条（会員の資格）より

5. 扶養者の範囲

学資費用保険金の支払対象となるのは、加入者（被保険者）の扶養者が保険期間中に疾病を発病し、その直接の結果として死亡されたときや、扶養者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として死亡されたときや重度の後遺障害に認定されたときなど、加入者（被保険者）を扶養できない状態となった場合となります。扶養者の範囲は、加入者（被保険者）を扶養している方で、以下の条件を全て満たす方（加入者（被保険者）が成年に達している場合は、(2)の条件を満たす方）とします。

- (1) 加入者（被保険者）の親権者であること
- (2) 加入者（被保険者）の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、加入者（被保険者）の生計を主に支えていること

※加入者（被保険者）のご両親（親権者）の双方が所得を得ている世帯の場合は、加入者（被保険者）について税法上の扶養控除の適用を受けている方、または保険期間中に見込まれる所得が多い方を扶養者とします。

扶養者の範囲外の方を扶養者として指定されたり、ご指定の扶養者が死亡された時に加入者（被保険者）を扶養していない場合には、学資費用保険金はお支払いできません。

※扶養者が変更となった場合は、必ず下記のいずれかにご連絡ください。扶養者の変更手続きをいたします。扶養者の変更手続きがない場合には、保険金をお支払いできません。

- ①在学の大学生協窓口
- ②共済サポートダイヤル
0120-335-770（通話料無料）

6. 加入の限度

本制度の加入の限度は組合員ごとに1契約（複数口の加入も可）となります。

7. 死亡保険金の受取人について

本制度において、死亡保険金の受取人は加入者（被保険者）の法定相続人となります。

8. 団体契約のご説明

この保険は、全国大学生協共済生活協同組合連合会が保険契約者となる団体契約です。

II. 保障内容のあらまし（詳しくは保険約款をご覧ください。）

1. 傷害事故の場合

(1) 保険金をお支払いする場合

日本国内・海外を問わず、加入者（被保険者）が急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガをされ、そのケガがもとで死亡された場合に保険金をお支払いします。

■ 用語のご説明 ■

「急激かつ偶然な外来の事故」とは、次のとおりです。

- (1) 「急激」とは、突発的に発生することをいいます。ケガの原因としての事故が緩慢に発生するのではなく、原因となった「事故」から結果としての「ケガ」までの過程が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。
- (2) 「偶然」とは、予知されない出来事をいいます。傷害保険でいう偶然とは、「事故の発生が偶然であるか」、「結果の発生が偶然であるか」、「原因、結果とも偶然であるか」のいずれかであることを必要とします。
- (3) 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

⇒日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛（反復性の原因によるもの）、疾病などは“急激かつ偶然な外来の事故によるケガ”に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。

(2) お支払いする保険金の内容

<死亡保険金>

事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。）、死亡保険金額の全額を加入者（被保険者）の法定相続人にお支払いします。

(3) 保険金をお支払いできない主な場合

主に以下のような場合には保険金をお支払いできません。

- ①加入者（被保険者）または加入者（被保険者）の親権者もしくは後見人の故意または重大な過失
- ②保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失（その方が死亡保険金の一部の受取人である場合は、他の方が受け取るべき金額については、お支払いの対象となります。）
- ③加入者（被保険者）の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ④加入者（被保険者）が酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ⑤加入者（被保険者）が無資格または麻薬などの使用により

正常な運転ができないおそれのある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故

- ⑥加入者（被保険者）の脳疾患、疾病または心神喪失（たとえば歩行中に疾病により意識を喪失し転倒をしたためにケガをされた場合など）
- ⑦加入者（被保険者）の妊娠、出産、早産または流産
- ⑧地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑨戦争、外国の武力行使または暴動など（「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為による事故については保障の対象となります。）
- ⑩加入者（被保険者）が登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など特に危険度の高い運動を行っている間の事故

……など

2. 扶養者死亡等による学資費用の場合

(1) 保障対象者（被保険者）の範囲

加入者（被保険者）となります。

(2) 保険金をお支払いする場合

加入者（被保険者）の扶養者が保障期間中に疾病を発病し、その直接の結果として死亡されたときや、扶養者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として死亡されたときや重度の後遺障害に認定されたときなど、加入者（被保険者）を扶養できない状態となった場合に、支払対象期間（扶養できない状態となった日の翌日から卒業予定年月まで）中に毎年必要となる学資費用（支払対象期間中に発生した学資費用のうち、加入者（被保険者）が実際に負担した費用）に対して保険金をお支払いします。

※1 発病の認定は医師（扶養者が医師である場合は、扶養者以外の医師をいいます。）の診断によります。

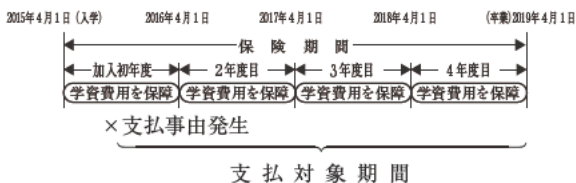
※2 重度の後遺障害とは次のような状態をいいます。

- ①両眼が失明したとき
- ②咀嚼やくおよび言語の機能を廃したとき
- ③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するとき

……など

【学資費用保険金の支払対象期間】

※保険期間4年の場合で加入初年度に支払事由が発生した場合



(注)扶養者が病気や事故による死亡または事故による重度の後遺障害を被る前にすでに負担された学資費用は保障されません。

(3) お支払いする保険金の内容

加入者（被保険者）が在学する学校に納付する費用のうち、在学期間中に毎年必要となる費用（授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等）で加入者（被保険者）が実際に負担した費用に対して保険金をお支払いします。なお、学資費用保険金のお支払額は、支払対象期間（扶養できない状態となった日の翌日から卒業予定年月まで）中の各支払年度につき、学資費用保険金額が限度となります。

※支払年度とは、保険金支払事由の発生した初年度については、支払対象期間開始日から1年以内に到来する4月1日までとし、以降4月1日からの1年間をいいます。

※他の保険契約等がある場合においては、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{支払責任額が最も高い保険契約または共済契約の支払責任額}} - \boxed{\text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}}$$

＜学資費用保険金の支払対象となる主な費用＞

- ①授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等
 - ②学校の講義に必須である教科書、教材などの購入費用（学校から指示・指定されているもの）
- ……など

(4) 保険金をお支払いできない主な場合

主に以下のような場合には保険金をお支払いできません。

疾病死亡による学資費用	事故死亡および重度後遺障害による学資費用
<ul style="list-style-type: none"> ①加入者（被保険者）または扶養者の故意または重大な過失 ②扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③扶養者の妊娠、出産、早産または流産 ④戦争、外国の武力行使または暴動など（「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為による損失（費用）については保障の対象となります。） ⑤扶養者が疾病により死亡した時に、扶養者が加入者（被保険者）を扶養していない場合 ⑥扶養者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として扶養者以外の医師が用いた場合を除きます。） ⑦扶養者の死亡の原因となった疾病の発病が保障期間の開始日より前である場合 (注) ……など <p>(注) ただし、扶養者の死亡した時が、保障期間の開始日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以降である場合には、保険金をお支払いできます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①加入者（被保険者）または扶養者の故意または重大な過失 ②扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③扶養者の妊娠、出産、早産または流産 ④戦争、外国の武力行使または暴動など（「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為による損失（費用）については保障の対象となります。） ⑤扶養者が扶養できない状態となった時に、扶養者が加入者（被保険者）を扶養していない場合 ⑥扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失（たとえば歩行中に疾病により意識を喪失し転倒をしたためにケガをされた場合など） ⑦扶養者に対する刑の執行 ⑧地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑨扶養者が酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ⑩扶養者が無資格または麻薬などの使用により正常な運転ができないおそれのある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 <p style="text-align: right;">……など</p>

3. 保険金額

(1口加入の場合)

保障内容	保険金額
学資費用	支払対象期間1年につき 最高 38.7万円
傷害死亡	10万円

4. 保険期間

本制度の保険期間は以下のとおりとなります。

(1) 始期

- ①平成27年(2015年)3月31日までに加入申込みの場合は、平成27年(2015年)4月1日午前0時
- ②平成27年(2015年)4月1日以降に加入申込みの場合は、加入申込日の翌日午前0時

(2) 終期

卒業予定年の4月1日午後4時

Ⅲ. 事故が起こったときにご注意いただきたいこと

保険金の支払事由が発生したときは、在学の大学生協窓口または下記にご連絡ください。

日本国内での事故の場合

共栄火災大学生協事故センター 0120-250-980 (通話料無料)

- 受付時間：平日9:00~17:00
- 上記以外の日時は、上記ダイヤルから「共栄火災休日夜間事故受付センター」へ自動的に転送されます。

海外での事故の場合

海外で事故が発生した場合には、すみやかに下記にご連絡ください。

●連絡先

(81) -3-5299-2805 (コレクトコール)

※コレクトコール番号は、海外事情により変わる場合があります。

万一事故が発生した場合は、すみやかに共栄火災にご連絡ください。なお、ご連絡が遅れますと保険金を削減して支払う場合がありますのでご注意ください。

【保険金ご請求の手続きについて】

保険金の請求にあたっては、必要に応じて共栄火災の定める次の必要書類をご提出いただくなど、所定のお手続きが必要となります。

【傷害事故】

- (1) 保険金請求書兼同意書
- (2) 死亡診断書（死体検案書）
- (3) 戸籍謄本
- (4) 委任状
- (5) 委任者の印鑑登録証明書
- (6) 交通事故証明書（交通事故による請求の場合）
- (7) 事故状況報告書

など

【扶養者死亡等による学資費用】

- (1) 保険金請求書兼同意書
- (2) 死亡診断書（死体検案書）
- (3) 学費の納付証明書類
- (4) 申告書（学費のみで保障金額以上となる場合は作成不要です）
- (5) 扶養者の戸籍謄本
- (6) 在学証明書
- (7) 保険期間中に発病したことおよび疾病の内容を証明する医師の診断書（疾病による請求の場合）
- (8) 交通事故証明書（交通事故による請求の場合）
- (9) 事故状況報告書

など

【ご注意いただきたいことー傷害事故】

- (1) すでに存在していた身体の障害や病気（骨粗しょう症を含みます。）の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する額を保険金としてお支払いします。（ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。）
- (2) 死亡保険金をご請求いただいた場合は、共栄火災の指定する医師が作成した加入者（被保険者）の診断書または死体検案書の提出を求めることがあります。（これらの費用は共栄火災が負担します。）

【ご注意いただきたいことー扶養者死亡等による学資費用】

学資費用保険金（傷害死亡、傷害重度後遺障害、疾病死亡）をご請求いただいた場合は、共栄火災の指定する医師が作成した扶養者の診断書または死体検案書の提出を求めています。（これらの費用は共栄火災が負担します。）

IV. 個人情報についての重要事項等のご説明

※保険契約にお申込みいただいた方（ご加入者）以外に保険の保障を受けられる方（被保険者等）がいらっしゃる場合には、その方にもここに記載されたことがらをお伝えください。

■情報のお取扱いについて

扶養者死亡保障保険（学業費用補償特約・疾病による学業費用補償特約付帯ことも総合保険）のご加入にあたり、全国大学生協共済生活協同組合連合会にご提供されました個人情報につきましては、引受保険会社である共栄火災海上保険株式会社、損害保険ジャパン日本興亜株式会社および東京海上日動火災保険株式会社に提供されます。

■引受保険会社における情報のお取扱いについて

(1) 情報の利用目的について

引受保険会社は、全国大学生協共済生活協同組合連合会から提供された情報につきまして、保険制度の健全な運営とサービスの提供等のため、次の目的の達成に必要な範囲内において利用いたします。

- ①保険契約の引受、保険金の支払その他の保険契約の履行および付帯サービスの提供
- ②保険事故の調査（医療機関・当事者等の関係先に対する照会等を含みます。）
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ会社およびこれらの提携先企業の保険商品・各種サービスの提供・案内

(2) 情報の第三者提供について

引受保険会社は、全国大学生協共済生活協同組合連合会から提供された情報につきまして、保険制度の健全な運営のため、個人情報の保護に関する法律その他の法令等に規定されている場合のほか、次の場合について第三者に提供します。

- ①本保険契約（扶養者死亡保障保険）に関し、上記(1)情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、業務委託先（保険代理店を含みます。）、医師、面接士、調査会社、他の保険会社、金融機関等に対して提供する場合
- ②保険契約の適正な引受、保険金の適正な支払および不適切な保険金の請求等を防止するため、損害保険会社等の間において、保険契約、保険事故、保険金請求または保険金支払等に関する情報を交換する場合
- ③再保険契約の締結または再保険金の受領等のため、再保険取引先に対して再保険契約上必要な情報を提供する場合

(3) 共同利用について

引受保険会社は、全国大学生協共済生活協同組合連合会から提供された情報につきまして、次の場合について共同利用します。

①保険契約の適正な引受、保険金の適正な支払および不適切な保険金の請求等を防止するため、保険契約に関する情報を一般社団法人日本損害保険協会に登録のうえ、損害保険会社等の間において共同利用する場合

②引受保険会社と引受保険会社のグループ会社およびこれらの提携先企業との間で商品・サービス等の提供・案内のために個人情報を利用して共同する場合

(注) 引受保険会社と引受保険会社のグループ会社およびこれらの提携先企業につきましては、引受保険会社各社のホームページをご覧ください。

なお、個人情報全般に関する詳細内容は、引受保険会社各社のホームページをご覧ください。

共栄火災海上保険株式会社 <http://www.kyoeikasai.co.jp/>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 <http://www.sjnk.co.jp/>

東京海上日動火災保険株式会社 <http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

V. その他ご注意いただきたいこと

＜保険会社が破綻した場合等の保険金等のお取扱いについて＞

引受保険会社の経営が破綻した場合、または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となるおそれがあるとして保険業法に基づく所定の手続きが行われた場合には、保険金、解約返れい金等のお支払いが、一定期間凍結されたり、金額が削減される等の支障が生じることがあります。

引受保険会社の経営が破綻した場合に備えて、「損害保険契約者保護機構」があり、個人分野の保険を中心に、万一の場合に支払われる保険金について補償することを重視して、破綻した損害保険会社の契約者を保護することとなっております。

この保険の保険金、解約返れい金等は、次の割合により補償されます。

保険種類	保険期間	保険金 (事故発生時の補償)		解約返れい金等
		破綻後3か月以内の保険事故	3か月経過後	
こども総合保険 (特約を含む)	1年以内	100%	80%	80%
	1年超	90% (※)		

(※) 保険期間が5年超の場合は90%から追加で引き下げが行われることがあります。

(注1) 破綻保険会社の財産状況により、上記の補償割合を上回

る補償が可能である場合は、当該財産状況に応じた補償割合により給付を受けることができます。

(注2) 保険契約の移転の際に、補償割合までの削減に加え、保険契約を適正、安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定損害率、予定事業費率）が変更される可能性があります。また、保険契約の継続のための保険集団の維持の観点から、早期解約控除制度（通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行うことをいいます。）が設けられる可能性があります。

<共同保険のご説明>

扶養者死亡保障保険は、共栄火災海上保険株式会社を幹事保険会社、損害保険ジャパン日本興亜株式会社・東京海上日動火災保険株式会社を非幹事保険会社とする共同保険契約です。複数の保険会社による共同保険契約につきましては、各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。なお、各引受保険会社の引受割合につきましては、取扱代理店または共栄火災にご照会、ご確認いただけます。

適用される保険約款・特約

保険約款・特約名	傷害死亡	学資費用	該 当 ページ
こども総合保険普通保険約款	○	—	39
死亡保険金のみの支払特約	○	—	63
育英費用補償対象外特約	○	—	63
賠償責任補償対象外特約	○	—	63
訴訟の提起に関する特約	○	○	64
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約	○	○	64
長期保険特約	○	○	64
保険料支払に関する特約	○	○	67
共同保険に関する特約	○	○	67
学業費用補償特約	—	○	94
疾病による学業費用補償特約	—	○	99
進学費用補償対象外特約	—	○	104

こども総合保険普通保険約款には、①死亡保険金、②後遺障害保険金、③入院保険金、④手術保険金、⑤通院保険金、⑥育英費用保険金および⑦賠償責任保険金に関する規定がありますが、扶養者死亡保障保険では「死亡保険金のみの支払特約」、「育英費用補償対象外特約」および「賠償責任補償対象外特約」を付帯することにより普通保険約款における②から⑦の保険金はお支払いできません。

＜保険約款・特約＞

このページ以降には「保険約款・特約」が掲載されております。

学生賠償責任保険に適用される「保険約款・特約」につきましてはP39～P94、P105～P121をご参照ください。

扶養者死亡保障保険に適用される「保険約款・特約」につきましてはP39～P68、P94～104をご参照ください。

学生賠償責任保険と扶養者死亡保障保険の「こども総合保険」約款は共通ですが、それぞれ付帯される特約により保障の内容が相違しますので、それぞれの保障制度に該当する特約をよくご確認ください。

ご不明な点、お気づきの点がございましたら、ご遠慮なく取扱代理店または共栄火災におたずねください。

＜学生賠償責任保険・扶養者死亡保障保険共通＞

こども総合保険普通保険約款

第1章 傷害補償条項

第1条 (用語の定義)

この傷害補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用 語	定 義
い 医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
こ 後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
公的医療保険制度	次の①～⑦のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
し 歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
事 故	急激かつ偶然な外来の事故をいいます。
手 術	次の①・②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（注1）。ただし、次のア．～オ．のいずれかに該当するものを除きます。 ア．創傷処理 イ．皮膚切開術 ウ．デブリードマン エ．骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整

		<p>復固定術および授動術 オ. 抜歯手術</p> <p>② 先進医療（注2）に該当する診療行為（注3）</p> <p>（注1） 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。</p> <p>（注2） 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。</p> <p>（注3） 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。</p>
	傷 害	<p>身体の傷害をいいます。この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みますが、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状は含みません。また、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、この傷害には含みません。</p>
ち	治 療	<p>医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。</p> <p>（注）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。</p>
つ	通 院	<p>病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。</p>
	通院保険金日額	<p>保険証券記載の通院保険金日額をいいます。</p>
に	入 院	<p>自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</p>
	入院保険金日額	<p>保険証券記載の入院保険金日額をいいます。</p>
ひ	被保険者	<p>保険証券記載の被保険者をいいます。</p>
ほ	保険期間	<p>保険証券記載の保険期間をいいます。</p>
	保険金	<p>死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。</p>
	保険金額	<p>保険証券記載の死亡・後遺障害保険金額をいいます。</p>

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が日本国内または国外において事故によって被った傷害に対して、この傷害補償条項および第4章基本条項の規定に従い保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当社は、次の①～⑬のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）、被保険者または被保険者の親権者もしくは後見人の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ④ 次のア.～ウ. のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 被保険者が法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
 - イ. 被保険者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
 - ウ. 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療

処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。

- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ ⑨～⑪の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

（注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

（注3）運転する地における法令による運転資格をいいます。

（注4）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注5）使用済燃料を含みます。

（注6）原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 当社は、被保険者が頸部症候群（注1）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（注2）のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

（注1）いわゆる「むちうち症」をいいます。

（注2）理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、次の①～③のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者の職業が別表2に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間
- ③ 次のア.～ウ.のいずれかに該当する間。ただし、下記ウ.に該当する場合を除き、自動車もしくは原動機付自転車を用いて道路上で競技等（注1）をしている間または道路上で競技等（注1）に準ずる方法・態様により自動車もしくは原動機付自転車を使用している間については、保険金を支払います。
 - ア. 被保険者が乗用具（注2）を用いて競技等（注1）をしている間
 - イ. 被保険者が乗用具（注2）を用いて競技等（注1）を行うことを目的とする場所において、競技等（注1）に準ずる方法・態様により乗用具（注2）を使用している間
 - ウ. 被保険者が、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車もしくは原動機付自転車を用いて競技等（注1）をしている間または競技等（注1）に準ずる方法・態様により自動車もしくは原動機付自転車を使用している間

（注1）次のア.・イ.のいずれかのことを行うことをいいます。

ア. 競技、競争もしくは興行またはそれらのための練習

イ. 性能試験を目的とする運転または操縦

（注2）自動車、原動機付自転車、モーターボート、水上オートバイ、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。

第5条（死亡保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額（注）を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
（注）既に支払った後遺障害保険金がある場合は、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{死亡保険金の額}} = \boxed{\text{保険金額}} - \boxed{\text{既に支払った後遺障害保険金の額}}$$

- (2) 第4章基本条項第20条（死亡保険金受取人の変更）(1)・(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

- (3) 第4章基本条項第20条（死亡保険金受取人の変更）(8)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第6条（後遺障害保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{後遺障害保険金の額}} = \boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{\text{別表3に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}}$$

- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表3の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、(1)の保険金額に乘じる保険金支払割合は次の①～④のとおりとします。
- ① 別表3の第1級～第5級に掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ② ①以外の場合で、別表3の第1級～第8級に掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ③ ①・②以外の場合で、別表3の第1級～第13級に掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合がその重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 - ④ ①～③以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによつて、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。

$$\boxed{\text{後遺障害保険金の額}} = \boxed{\text{保険金額}} \times \left[\boxed{\text{別表3に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} - \boxed{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} \right]$$

- (6) (1)～(5)の規定に基づいて、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第7条（後遺障害保険金の追加支払）

当会社は、前条の後遺障害保険金を支払った場合で、次の①・②のいずれにも該当するときは、当会社が支払った後遺障害保険金の額に保険証券記載の倍数を乗じた額を追加して被保険者に支払います。

- ① 後遺障害保険金の支払事由となった第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った日からその日を含めて180日を経過したこと。
- ② 被保険者が生存していること。

第8条（入院保険金および手術保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{入院保険金の額}} = \boxed{\text{入院保険金日額}} \times \boxed{\text{入院した日数(注)}}$$

(注)180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

- (2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であつて、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含まず。

(注)医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含まず。

- (3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。
- (4) 当会社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診

療所において、第2条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の①・②の算式によって算出した額を手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります（注1）。

① 入院中（注2）に受けた手術の場合

$$\boxed{\text{手術保険金の額}} = \boxed{\text{入院保険金日額}} \times 10$$

② ①以外の手術の場合

$$\boxed{\text{手術保険金の額}} = \boxed{\text{入院保険金日額}} \times 5$$

（注1）1事故に基づく傷害に対して①・②の手術を受けた場合は、①の算式によりま
す。

（注2）第2条の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第9条（通院保険金の支払）

(1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{通院保険金の額}} = \boxed{\text{通院保険金日額}} \times \boxed{\text{通院した日数(注)}}$$

（注）90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯の損傷等の傷害を被った別表4に掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等（注）を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。

（注）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

(3) 当社は、(1)・(2)の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第10条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合、または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第11条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1) 次の①・②のいずれかにより、被保険者の被った第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

① 被保険者が第2条の傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響

② 被保険者が第2条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、被保険者の被った第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第12条（事故の通知）

(1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたとき、または被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合、または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

(3) 次の①・②のいずれかに該当する場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)・(2)の規定のいずれかに違反した場合

② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)・(2)

の規定による通知または説明のいずれかについて知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合

第13条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、前条の規定による通知または第4章基本条項第17条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による被保険者の診断書または死体検案書の提出にあたり、診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当社が負担します。

（注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注2）収入の喪失を含みません。

第14条（代位）

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第2章 育英費用補償条項

第1条（用語の定義）

この育英費用補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。
(50音順)

用 語	定 義
こ 後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、扶養者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
し 事 故	急激かつ偶然な外来の事故をいいます。
支 払 責 任 額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
傷 害	身体の傷害をいいます。
た 他の保険契約等	この育英費用補償条項の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ち 治 療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）扶養者が医師である場合は、扶養者以外の医師をいいます。
ひ 被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
ふ 扶養者	被保険者を扶養する者で保険証券記載の者をいいます。
ほ 保険金	育英費用保険金をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、扶養者が日本国内または国外において事故によって傷害を被り、その直接の結果として、次の①～③のいずれかに該当する状態になった場合において、それによって扶養者に扶養されなくなることにより被保険者が被る損失に対して、この育英費用補償条項および第4章基本条項の規定に従い保険金を被保険者に支払います。

① 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合

② 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じ、その後遺障害が別表3に掲げる第2級の後遺障害に対する保険金支払割合以上の保険金支払割合に認定された場合

③ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表3の第3級(3)・(4)に掲げる後遺障害が生じた場合

- (2) (1)②・③の規定にかかわらず、扶養者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における扶養者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。

- (3) 別表3の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

- (4) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、(1)②の保険金支払割合は次の①～④のとおりとします。

① 別表3の第1級～第5級に掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合

- ② ①以外の場合で、別表3の第1級～第8級に掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
- ③ ①・②以外の場合で、別表3の第1級～第13級に掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合がその重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
- ④ ①～③以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある扶養者が(1)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した割合を保険金支払割合として(1)②の規定を適用します。

適用する割合	=	別表3に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合	-	既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合
--------	---	-----------------------------------	---	-----------------------------

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、次の①～⑬のいずれかに該当する事由によって生じた傷害の直接の結果として、扶養者が前条(1)①～③のいずれかに該当する状態になった場合の損失に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）、被保険者または扶養者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ④ 次のア、～ウ、のいずれかに該当する間に生じた事故
- ア. 扶養者が法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車または原動機付自転車運転している間
- イ. 扶養者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車運転している間
- ウ. 扶養者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車運転している間
- ⑤ 扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 扶養者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 扶養者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
- ⑧ 扶養者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ ⑨～⑪の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

(注2) 運転する地における法令による運転資格をいいます。

(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 当社は、扶養者が前条(1)①～③のいずれかに該当する状態になった時に、扶養者が被保険者を扶養していない場合には、保険金を支払いません。

第4条（保険金の支払額）

当社の支払う保険金の額は、保険証券記載の育英費用保険金額とします。

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合においては、当社は、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

保険金の額

=

支払責任額が最も高い
保険契約または共済
契約の支払責任額

-

他の保険契約等から
支払われた保険金ま
たは共済金の合計額

第6条 (死亡の推定)

扶養者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合、または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお扶養者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、扶養者が第2条（保険金を支払う場合）(1)の傷害によって死亡したものと推定します。

第7条 (扶養者の変更)

保険契約締結の後、被保険者を扶養する者が変更となった場合には、保険契約者または被保険者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、当社がこれを承認したときは、新たに保険証券に記載された扶養者について、この育英費用補償条項を適用します。

第8条 (育英費用補償条項の失効)

(1) 保険契約締結の後、次の①～③のいずれかに該当した場合には、この育英費用補償条項は効力を失います。

- ① 当社が保険金を支払った場合
- ② 被保険者が独立して生計を営むようになった場合
- ③ 被保険者が特定の個人により扶養されなくなった場合

(2) この育英費用補償条項が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算したこの育英費用補償条項の保険料を返還します。

第9条 (事故の通知)

(1) 扶養者が第2条（保険金を支払う場合）(1)①～③のいずれかに該当する状態になった場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、次の①～③のことを履行しなければなりません。

- ① 傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたとき、または扶養者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ② 他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当社に通知すること。
- ③ ①・②のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また、当社が行う損害の調査に協力すること。

(注)既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(2) 扶養者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合、または遭難した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生状況を当社に書面により通知しなければなりません。

(3) 次の①・②のいずれかに該当する場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)・(2)の規定のいずれかに違反した場合
- ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)・(2)の規定による通知または説明のいずれかについて知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合

第10条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1) 当社は、前条の規定による通知または第4章基本条項第17条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、当会社の指定する医師が作成した扶養者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による扶養者の診断書または死体検案書の提出にあたり、診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当社が負担します。

(注1)死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2)収入の喪失を含みません。

第11条 (代位)

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者とその損失について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第3章 賠償責任補償条項

第1条 (用語の定義)

この賠償責任補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語		定 義
さ	財物の損壊	財物の滅失、損傷または汚損をいいます。
し	事 故	次の①・②のいずれかに該当する事故により、被保険者が他人に身体の障害を与えることまたは他人の財物を損壊することをいいます。 ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ② 被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故 （注）住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。
	支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
	住 宅	本人の居住の用に供される住宅をいい、その敷地内（注）の動産および不動産を含みます。 （注）囲いの有無を問わず、その住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、本人が占有しているものをいいます。
	身体の障害	生命または身体を害することをいいます。
た	他の保険契約等	この賠償責任補償条項の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
は	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
ほ	保険金	賠償責任保険金をいいます。
	保険金額	保険証券記載の賠償責任保険金額をいいます。
	本 人	保険証券記載の被保険者をいいます。
み	未 婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、日本国内または国外において生じた事故により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任補償条項および第4章基本条項の規定に従い保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次の①～⑥のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑤ ②～④の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染
- （注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。
- （注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注3）使用済燃料を含みます。
- （注4）原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、被保険者が次の①～⑨のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（注）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者については、保険金を支払います。
- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶・車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。
ただし、原動力が専ら人力である船舶・車両およびゴルフ場におけるゴルフカートならびに空気銃の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任については、保険金を支払います。

(注) 住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合はその部分を含みます。

第5条 (被保険者の範囲)

- (1) この賠償責任補償条項における被保険者は、次の①～⑤のいずれかに該当する者となります。ただし、責任無能力者を除きます。
 - ① 本人
 - ② 本人の親権者またはその他の法定の監督義務者
 - ③ 本人の配偶者
 - ④ 本人もしくはその親権者または本人の配偶者の同居の親族
 - ⑤ 本人もしくはその親権者または本人の配偶者の別居の未婚の子
- (2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

第6条 (個別適用)

- (1) この賠償責任補償条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。
- (2) (1)の規定によって、第8条(保険金の支払額)に規定する当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第7条 (支払保険金の範囲)

当会社の支払う保険金は、次の①～⑦に掲げるものに限り、この場合において、②～⑦の費用には、収入の喪失は含みません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して支払うべき損害賠償金
- ② 保険契約者または被保険者が支出した第10条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ③ 保険契約者または被保険者が支出した第10条③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ④ 事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、保険契約者または被保険者がその手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ⑤ 第12条(当会社による解決)の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
- ⑥ 事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
- ⑦ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

第8条 (保険金の支払額)

1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{前条①の損害賠償金の額が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額 (注1)}} + \boxed{\text{前条②～⑦の費用の全額 (注2)}}$$

(注1) 保険金額を限度とします。

(注2) 前条⑥・⑦の費用は、同条①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{前条⑥・⑦の費用として支払う保険金の額}} = \boxed{\text{被保険者が支出した前条⑥・⑦の費用の額}} \times \frac{\boxed{\text{保険金額}}}{\boxed{\text{前条①の損害賠償金の額}}}$$

第9条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金として支払います。
 - ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{損害の額}} - \boxed{\text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}}$$

- (2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第10条（事故発生時の義務）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の①～⑦のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- ② 次のア.～ウ.の事項を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ア. 事故発生の日時・場所、事故の状況、被害者の住所・氏名または名称
 - イ. 事故発生の日時・場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所・氏名または名称
 - ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ③ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
- ⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。
- ⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当社に通知すること。
- ⑦ ①～⑥のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また、当社が行う損害の調査に協力すること。

（注1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注2）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第11条（事故発生時の義務違反）

- (1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当社は、次の①～④の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ② 前条②・⑤～⑦の規定のいずれかに違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
 - ③ 前条③に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④ 前条④に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

- (2) 次の①・②のいずれかに該当する場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条②・⑦の書類のいずれかに事実と異なる記載をした場合
 - ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条②・⑦の書類または証拠のいずれかを偽造し、または変造した場合

第12条（当社による解決）

当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって、当社の費用により、損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

第13条（先取特権）

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

（注）第7条（支払保険金の範囲）②～⑦の費用に対する保険金請求権を除きます。

- (2) 当社は、次の①～④のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合（注1）
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合（注2）

(注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)(3)の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)(1)・(4)の規定のいずれかにより被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 第7条(支払保険金の範囲)②～⑦の費用に対する保険金請求権を除きます。

第14条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社はその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の①・②の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)・(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第4章 基本条項

第1条(用語の定義)

この基本条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用	語	定	義
き	危険		傷害、損失または損害の発生の可能性をいいます。
こ	告知事項		危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。(注) (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
し	事故		次の①～③のいずれかに該当する事故をいいます。 ① 第1章傷害補償条項の事故 ② 第2章育児費用補償条項の事故 ③ 第3章賠償責任補償条項の事故
た	他の保険契約等		この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ひ	被保険者		第1章傷害補償条項から第3章賠償責任補償条項までの各章において定義するそれぞれの被保険者をいいます。
ほ	保険期間		保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険金		第1章傷害補償条項の死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金もしくは通院保険金、第2章育児費用補償条項の育児費用保険金または第3章賠償責任補償条項の賠償責任保険金をいいます。

第2条(保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。

(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による傷害、損失または損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（告知義務）

- (1) 保険契約者または保険証券記載の被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または保険証券記載の被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次の①～④のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合、または過失によってこれを知らなかった場合（注）
 - ③ 保険契約者または保険証券記載の被保険者が、事故が発生する前に、告知事項につき書面をもって訂正を当会社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または保険契約締結時から5年を経過した場合

（注）当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合、または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

- (4) (2)の規定による解除が傷害、損失または損害の発生した後になされた場合であっても、第12条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した傷害または事故による損失もしくは損害については適用しません。

第4条（職業または職務の変更に関する通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、次の①～③のいずれかに該当した場合は、保険契約者または保険証券記載の被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- ① 保険証券記載の被保険者が保険証券記載の職業または職務を変更した場合
 - ② 職業に就いていない保険証券記載の被保険者が新たに職業に就いた場合
 - ③ 保険証券記載の職業に就いていた保険証券記載の被保険者がその職業をやめた場合
- (2) 保険契約者または保険証券記載の被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかった場合において、変更後の職業または職務に対して適用されるべき第1章傷害補償条項の保険料が変更前の職業または職務に対して適用された同章の保険料よりも高いときは、当社は、職業または職務の変更の事実（注）があった後に生じた事故による傷害に対しては、次の算式によって算出した割合により、同章の保険金を削減して支払います。

保険金を削減
する割合

$$= \frac{\text{変更前の職業または職務に対して適用された第1章の保険料}}{\text{変更後の職業または職務に対して適用されるべき第1章の保険料}}$$

（注）(1)①～③の変更の事実をいいます。

- (3) (2)の規定は、当社が(2)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の保険証券記載の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合、または職業もしくは職務の変更の事実（注）が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

（注）(1)①～③の変更の事実をいいます。

- (4) (2)の規定は、職業または職務の変更の事実（注）に基づかずに発生した傷害については適用しません。

（注）(1)①～③の変更の事実をいいます。

第5条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第6条（保険契約の無効）

次の①・②のいずれかに該当する事実があった場合には、保険契約は無効とします。

- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得さ

(1)③ア. ～オ. のいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限りませ

- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が(1)③ア. ～オ. のいずれかに該当することにより(1)・(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の①～③の損失または損害については適用しません。
- ① 第2章育児費用補償条項に基づき保険金を支払うべき損失のうち、(1)③ア. ～ウ. またはオ. のいずれにも該当しない被保険者および保険金を受け取るべき者に生じた損失
 - ② 第3章賠償責任補償条項に基づき保険金を支払うべき損害のうち、(1)③ア. ～ウ. またはオ. のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ③ 第3章に基づき保険金を支払うべき損害のうち、(1)③ア. ～ウ. またはオ. のいずれかに該当する被保険者に生じた第3章第7条（支払保険金の範囲）①の損害賠償金の損害

第11条（被保険者による保険契約の解除請求）

- (1) 保険証券記載の被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次の①～⑥のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対して、この保険契約（注）を解除することを求めることができます。
- ① この保険契約（注）の保険証券記載の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
 - ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条(1)①・②に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条(1)③ア. ～オ. のいずれかに該当する場合
 - ④ 前条(1)④に規定する事由が生じた場合
 - ⑤ ②～④のほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②～④の場合と同程度に保険証券記載の被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑥ 保険契約者と保険証券記載の被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注）の保険証券記載の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

（注）その被保険者に係る部分に限りませ

- (2) 保険契約者は、(1)①～⑥のいずれかに該当する事由がある場合において、保険証券記載の被保険者から(1)の規定による解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除しなければなりません。

（注）その被保険者に係る部分に限りませ

- (3) (1)①の事由がある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、保険証券記載の被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りませ

（注）その被保険者に係る部分に限りませ

- (4) (3)の規定によりこの保険契約（注）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対して、その旨を書面により通知するものとします。

（注）その被保険者に係る部分に限りませ

第12条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第13条（保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）

- (1) 第3条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 職業または職務の変更の事実（注1）が生じた場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の職業または職務に対して適用された第1章傷害補償条項の保険料と変更後の職業または職務に対して適用されるべき同章の保険料との差に基づき、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間（注2）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

（注1）第4条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)①～③の変更の事実をい

（注2）保険契約者または保険証券記載の被保険者の申出に基づく、第4条(1)①～③の

変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

- (3) 当社は、保険契約者が(1)・(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注)当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

- (4) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (2)の規定により追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、職業または職務の変更の事実(注)があった後に生じた事故による傷害に対しては、次の算式によって算出した割合により、第1章傷害補償条項の保険金を削減して支払います。

保険金を削減
する割合

=

変更前の職業または職務に対して
適用された第1章の保険料

変更後の職業または職務に対して
適用されるべき第1章の保険料

(注)第4条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)①～③の変更の事実をいいます。

- (6) (1)・(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7) (6)の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害、損失または損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い保険金を支払います。

第14条(保険料の返還—無効または失効の場合)

- (1) 保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料の全額を返還します。ただし、第6条(保険契約の無効)①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、第1章傷害補償条項第5条(死亡保険金の支払)(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって保険証券記載の被保険者が死亡した場合には、保険料を返還しません。

第15条(保険料の返還—取消しの場合)

第8条(保険契約の取消し)の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第16条(保険料の返還—解除の場合)

- (1) 第3条(告知義務)(2)、第10条(重大事由による解除)(1)または第13条(保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(3)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第9条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、次の算式によって算出した保険料を返還します。

返還する保険料

=

保険料(注1)

− 既経過期間に対し別表5に掲げる
短期率によって計算した保険料

ただし、中途更改(注2)により保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(注1)この保険契約に対して適用された保険料をいいます。

(注2)保険契約の条件を変更するため、保険契約を解除した日を保険期間の初日として、保険契約者を同一とする保険契約を新たに締結することをいいます。

- (3) 第10条(重大事由による解除)(2)①・③の規定により、当社が保険契約(注)を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(注)その被保険者に係る部分に限りです。

- (4) 第11条(被保険者による保険契約の解除請求)(2)の規定により、保険契約者が保険契

約(注1)を解除した場合には、当社は、保険料(注2)から既経過期間に対し別表5に掲げる短期率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(注1)その被保険者に係る部分に限ります。

(注2)この保険契約に対して適用された保険料のうちその被保険者に係る部分をいいます。

- (5) 第11条(被保険者による保険契約の解除請求)(3)の規定により、保険証券記載の被保険者が保険契約(注1)を解除した場合には、当社は、保険料(注2)から既経過期間に対し別表5に掲げる短期率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

(注1)その被保険者に係る部分に限ります。

(注2)この保険契約に対して適用された保険料のうちその被保険者に係る部分をいいます。

第17条(保険金の請求)

- (1) 当社に対する保険金請求権は、次の①～③の時から、それぞれ発生し、これを行することができるものとします。

① 第1章傷害補償条項

ア. 死亡保険金については、被保険者が死亡した時

イ. 後遺障害保険金については、次の(ア)・(イ)のいずれか早い時

(ア) 被保険者に後遺障害が生じた時

(イ) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時

ウ. 入院保険金については、次の(ア)・(イ)のいずれか早い時

(ア) 被保険者が被った第1章第2条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を目的とした入院が終了した時

(イ) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時

エ. 手術保険金については、被保険者が第1章第2条の傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時

オ. 通院保険金については、次の(ア)～(ウ)のいずれか早い時

(ア) 被保険者が被った第1章第2条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時

(イ) 通院保険金の支払われる日数が90日に達した時

(ウ) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時

- ② 第2章育児費用補償条項の育児費用保険金については、扶養者が同章第2条(保険金を支払う場合)(1)①～③のいずれかに該当する状態になった時

- ③ 第3章賠償責任補償条項の賠償責任保険金については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表6に掲げる書類または証拠のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべきその被保険者の代理人がないときは、次の①～③に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)

② ①に規定する者がいない場合、または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①・②に規定する者がいない場合、または①・②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族

(注)法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

- (5) 当社は、事故の内容、傷害の程度、損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (6) 次の①～③のいずれかに該当する場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合

② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)・(3)・(5)の書類のいずれかに事実と異なる記載をした場合

- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)・(3)・(5)の書類または証拠のいずれかを偽造し、または変造した場合

第18条 (保険金の支払時期)

- (1) 当社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の①～⑤の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害または損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度または損害の額、事故と傷害または損害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①～④のほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注)被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (2) (1)の確認をするため、次の①～⑤に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①～⑤に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1)①～④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
 - ② (1)①～④の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①～⑤の事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1)①～⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1)被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3)弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会其他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1)・(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなくその確認を妨げ、またはその確認に応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)・(2)の期間に算入しないものとします。

(注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- (4) (1)・(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第19条 (時効)

保険金請求権は、第17条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第20条 (死亡保険金受取人の変更)

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、保険証券記載の被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、保険証券記載の被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を發した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2)の規定による死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によつ

て行うことができます。

- (6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (7) (2)・(5)の規定により、死亡保険金受取人を保険証券記載の被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、その被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) 死亡保険金受取人が、保険証券記載の被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（注）を死亡保険金受取人とします。

(注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

- (9) 保険契約者は、第1章傷害補償条項の後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金について、その受取人を保険証券記載の被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第21条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第22条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合、またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第23条（契約内容の登録）

- (1) 当会社は、この保険契約締結の際、次の①～⑥の事項を一般社団法人日本損害保険協会に登録することができるものとします。
 - ① 保険契約者の氏名・住所・生年月日
 - ② 保険証券記載の被保険者の氏名・住所・生年月日・性別、同意の有無
 - ③ 死亡保険金受取人の氏名
 - ④ 保険証券記載の死亡・後遺障害保険金額・入院保険金日額・通院保険金日額
 - ⑤ 保険期間
 - ⑥ 当会社名、保険種類、証券番号
- (2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を一般社団法人日本損害保険協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
- (3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
- (4) 一般社団法人日本損害保険協会および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を次の①・②に該当するもの以外に公開しないものとします。
 - ① (1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店
 - ② 犯罪捜査等に当たる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関
- (5) 保険契約者または保険証券記載の被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または一般社団法人日本損害保険協会に照会することができます。

第24条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第25条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第26条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1

第1章傷害補償条項第4条（保険金を支払わない場合—その2）①の運動等

運 動 等	
1	山岳登はん（注1） （注1）ピッケル・アイゼン・ザイル・ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミングおよびフリークライミングをいいます。
2	リュージュ、ボブスレー、スケルトン
3	スカイダイビング
4	航空機（注2）操縦（注3） （注2）航空機には、グライダーおよび飛行船は含みません。 （注3）職務として操縦する場合は含みません。
5	ハンググライダー搭乗
6	モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等の超軽量動力機（注4）搭乗 （注4）パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。
7	ジャイロプレーン搭乗
8	その他1～7に類する危険な運動

別表2

第1章傷害補償条項第4条（保険金を支払わない場合—その2）②の職業

職 業	
1	オートテスター（注1） （注1）テストライダーをいいます。
2	オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手
3	猛獣取扱者（注2） （注2）動物園の飼育係を含みます。
4	プロボクサー、プロレスラー
5	ローラーゲーム選手（注3） （注3）レフリーを含みます。
6	力士
7	その他1～6と同程度またはそれ以上の危険を有する職業

別表3

後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（注1）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力（注1）が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%

第3級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(注1)が≥ 0.06以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能を廃したものの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの(注2) 	78%
第4級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力(注1)が≥ 0.06以下になったもの (2) 咀嚼くおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの(注3) (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの 	69%
第5級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(注1)が≥ 0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの(注4) 	59%
第6級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力(注1)が≥ 0.1以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの(注2) 	50%
第7級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(注1)が≥ 0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの(注2) (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの(注3) (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの(注5) (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの 	42%
第8級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力(注1)が≥ 0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの(注2) (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの(注3) (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの 	34%

	(10) 1足の足指の全部を失ったもの (注4)	
第9級	(1) 両眼の矯正視力 (注1) が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力 (注1) が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (注2) (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (注3) (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (注4) (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (注5) (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第10級	(1) 1眼の矯正視力 (注1) が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (注3) (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (注4) (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (注2) (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (注5) (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (注2) (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (注3) (11) 1足の第2の足指を失ったもの (注4)、第2の足指を含み2の足指を失ったもの (注4) または第3の足指以下の3の足指を失ったもの (注4) (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (注5) (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%

第13級	(1) 1眼の矯正視力(注1)が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの(注3) (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの(注4) (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの(注5)、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの(注5)または第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの(注5)	7%
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの(注5) (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

(注1) 視力の測定は万国式視力表によるものとします。

(注2) 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

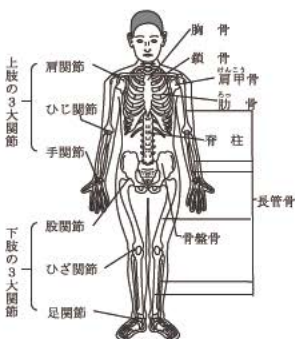
(注3) 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。

(注4) 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。

(注5) 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。

(注6) 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とは、その関節より心臓に近い部分をいいます。

(注7) 関節等の説明図



別表4

ギブス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

1. 長管骨(注1)または脊柱(注1)
2. 長管骨(注1)に接続する上肢または下肢の3大関節部分(注1)。ただし、長管骨(注1)を含めギブス等(注2)を装着した場合に限ります。
3. 肋骨・胸骨(注1)。ただし、体幹部にギブス等(注2)を装着した場合に限ります。

(注1)「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表3(注7)の関節等の説明図に示すところによります。
 (注2)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

別表5

短期率表

短期率は、下記割合とします。

既経過期間	割合(%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

別表6

保険金請求書類

1. 第1章傷害補償条項の死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金の支払を請求する場合

提出書類	保険金種類	死亡	後遺障害	入院	手術	通院
(1) 保険金請求書		○	○	○	○	○
(2) 保険証券		○	○	○	○	○
(3) 当会社の定める傷害状況報告書		○	○	○	○	○
(4) 公の機関の事故証明書(注1) (注1)やむを得ない場合には、第三者の事故証明書とします。		○	○	○	○	○
(5) 死亡診断書または死体検案書		○				
(6) 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書			○	○	○	○
(7) 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類				○		○
(8) 死亡保険金受取人(注2)の印鑑証明書 (注2)死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人とします。		○				
(9) 被保険者の印鑑証明書			○	○	○	○
(10) 被保険者の戸籍謄本		○				
(11) 死亡保険金受取人を定めなかった場合は、法定相続人の戸籍謄本		○				
(12) 保険金の請求を第三者に委任する場合は、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書		○	○	○	○	○
(13) その他当社が第4章基本条項第18条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの		○	○	○	○	○

(注3)保険金を請求する場合には、○を付した書類または証拠のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

2. 第2章育児費用補償条項の育児費用保険金の支払を請求する場合

- (1) 保険金請求書
- (2) 保険証券
- (3) 当会社の定める傷害状況報告書

- (4) 公の機関の事故証明書。ただし、やむを得ない場合には、第三者の事故証明書とします。
 - (5) 死亡診断書もしくは死体検案書または後遺障害の程度を証明する扶養者以外の医師の診断書
 - (6) 被保険者の印鑑証明書
 - (7) 扶養者の戸籍謄本
 - (8) 扶養者が第2章第2条（保険金を支払う場合）(1)①～③のいずれかに該当する状態になった時に、扶養者が被保険者を扶養していたことを証明する書類
 - (9) 保険金の請求を第三者に委任する場合は、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
 - (10) その他当社が第4章基本条項第18条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
3. 第3章賠償責任補償条項の賠償責任保険金の支払を請求する場合
- (1) 保険金請求書
 - (2) 保険証券
 - (3) 当会社の定める事故状況報告書
 - (4) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - (5) 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - (6) 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - (7) 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - (8) 財物の損壊に関して支払われる保険金の請求に関しては、被害が生じた財物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および被害が生じた財物の写真（注2）
 - (9) 保険金の請求を第三者に委任する場合は、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
 - (10) その他当社が第4章基本条項第18条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

〔注1〕既に支払がなされた場合はその領収書とします。

〔注2〕画像データを含みます。

死亡保険金のみの支払特約

第1条（死亡保険金のみの支払）

当社は、この特約により、普通保険約款第1章傷害補償条項に規定する保険金については、死亡保険金のみを支払うものとします。

第2条（普通保険約款の読み替え）

当社は、この特約により、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

① 普通保険約款第4章基本条項第6条（保険契約の無効）②

「 ② 保険契約者以外の者を保険証券記載の被保険者とする保険契約について、その被保険者の同意を得なかった場合

② 普通保険約款第4章第20条（死亡保険金受取人の変更）(7)

「 (7) (2)・(5)の規定による死亡保険金受取人の変更は、保険証券記載の被保険者の同意がなければ効力を生じません。

育英費用補償対象外特約

当社は、この特約により、普通保険約款第2章育英費用補償条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

賠償責任補償対象外特約

当社は、この特約により、普通保険約款第3章賠償責任補償条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

訴訟の提起に関する特約

訴訟の当事者となる保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が次の①・②のいずれかに該当する場合には、普通保険約款第4章基本条項第25条（訴訟の提起）の規定にかかわらず、日本国外の裁判所に訴訟を提起することができます。

- ① 日本国以外の国籍を有し、かつ、日本国外に居住する者である場合
- ② 日本国外に主たる事務所を有する法人または団体である場合

条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

第1条（戦争危険等免責の一部修正）

(1) 当社は、この特約により、普通保険約款第1章傷害補償条項第3条（保険金を支払わない場合—その1）(1)⑨の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為（注2）に対しては、保険金を支払います。

（注1） 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注2） 政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。」

(2) 当社は、普通保険約款第2章育児費用補償条項第3条（保険金を支払わない場合）(1)⑨および第3章賠償責任補償条項第3条（保険金を支払わない場合—その1）②の規定についても(1)と同様に読み替えて適用します。

(3) 当社は、この保険契約に付帯された他の特約に普通保険約款第1章傷害補償条項第3条（保険金を支払わない場合—その1）(1)⑨と同じ規定がある場合には、その規定についても(1)と同様に読み替えて適用します。

第2条（特約の解除）

テロ行為（注1）の発生の可能性が著しく増加したことによって、この特約の引受範囲（注2）を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する48時間以前の書面による予告をもって、この特約を解除することができます。

（注1） 政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

（注2） この特約を引き受けることができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第3条（特約解除の効力）

前条の規定により当社がこの特約を解除する場合には、将来に向かってのみ第1条（戦争危険等免責の一部修正）(1)～(3)の読み替えはなかつたものとします。

長期保険特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用 語	定 義	
ほ	保険期間 保険年度	保険証券記載の保険期間をいいます。 初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。
み	未経過料率係数	別表に掲げる未経過料率係数をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

- (1) この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約に保険料の払込みに関する特約および追加保険料の払込みに関する特約が適用される場合は、次条および第4条（保険料払込み前の事故の取扱い）の規定は、これを適用しません。

第3条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、この特約により、保険期間が1年を超える保険契約について、保険期間に応じて計算されたこの保険契約に定められた総保険料を一時に払い込むこととしま

す。

(2) 保険契約者は、保険契約の締結と同時に(1)の保険料を払い込まなければなりません。

第4条（保険料払込み前の事故の取扱い）

保険期間が始まった後でも、当社は、保険契約者が保険料を払い込む前に生じた事故による傷害、損失または損害等に対しては、保険金を支払いません。

第5条（保険料の返還または請求—職業または職務の変更に関する通知義務の場合）

職業または職務の変更の事実（注1）が生じた場合において、保険料を変更する必要があるときは、普通保険約款第4章基本条項第13条（保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(2)の規定にかかわらず、当社は、変更前の職業または職務に対して適用された普通保険約款第1章傷害補償条項の保険料と変更後の職業または職務に対して適用されるべき同章の保険料との差に対し、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間（注2）に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

（注1）普通保険約款第4章第4条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)①～③の変更の事実をいいます。

（注2）保険契約者または保険証券記載の被保険者の申出に基づく、普通保険約款第4章第4条(1)①～③の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

第6条（保険料の返還—失効の場合）

- (1) 保険契約が失効となる場合には、普通保険約款第4章基本条項第14条（保険料の返還—無効または失効の場合）(2)の規定にかかわらず、当社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。ただし、普通保険約款第1章傷害補償条項第5条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって保険証券記載の被保険者が死亡した場合には、その傷害が生じた日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、その傷害が生じた保険年度の翌保険年度以降の期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。
- (2) 普通保険約款第2章育児費用補償条項が失効となる場合には、同章第8条（育児費用補償条項の失効）(2)の規定にかかわらず、当社は、同章が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した同章の保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。
- (3) この特約が付帯された保険契約に学業費用補償特約が付帯された場合において、同特約が失効となるときは、同特約第9条（特約の失効）(3)の規定にかかわらず、当社は、同特約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した同特約の保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。
- (4) この特約が付帯された保険契約に疾病による学業費用補償特約が付帯された場合において、同特約が失効となるときは、同特約第10条（特約の失効）(3)の規定にかかわらず、当社は、同特約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した同特約の保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第7条（保険料の返還—解除の場合）

次の①～⑦のいずれかに該当する規定により、当社または保険契約者もしくは被保険者が保険契約を解除した場合には、普通保険約款第4章基本条項第16条（保険料の返還—解除の場合）の規定にかかわらず、当社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

- ① 普通保険約款第4章第3条（告知義務）(2)
- ② 普通保険約款第4章第9条（保険契約者による保険契約の解除）
- ③ 普通保険約款第4章第10条（重大事由による解除）(1)
- ④ 普通保険約款第4章第10条(2)
- ⑤ 普通保険約款第4章第11条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)
- ⑥ 普通保険約款第4章第11条(3)
- ⑦ 普通保険約款第4章第13条（保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(3)

第8条（保険料の返還または請求—料率改定の場合）

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の途中で改定された場合においても、当社は、この保険契約の保険料の返還もしくは請求または保険料の変更は行いません。

第9条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款の規定中、下表に掲げる字句は、同表のとおり読み替えて適用します。

規 定	読み替え対象の字句
第1章傷害補償条項第5条（死亡保険金の支払）(1)（注）	既に支払った後遺障害保険金がある場合は → その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に発生した事故による傷害に対し

			て、既に支払った後遺障害保険金がある場合は
	既に支払った後遺障害保険金の額	→	その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に発生した事故による傷害に対して、既に支払った後遺障害保険金の額
第1章第6条（後遺障害保険金の支払）(6)	保険期間を通じ	→	保険年度ごとに

第10条（特定感染症「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に特定感染症「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約が付帯された場合には、同特約の規定中、下表に掲げる字句は、同表のとおり読み替えて適用します。

規 定	読み替え対象の字句		
第5条（後遺障害保険金の支払）(6)	保険期間を通じ	→	保険年度ごとに
第9条（普通保険約款の保険金の支払に関する特則）(1)	既に支払った普通保険約款またはこの特約の後遺障害保険金がある場合は	→	死亡保険金支払の原因となった事故の発生した保険年度と同一の保険年度に発生した事故による傷害または発病した特定感染症に対して、既に支払った普通保険約款またはこの特約の後遺障害保険金がある場合は
	既に支払った普通保険約款およびこの特約の後遺障害保険金の額	→	死亡保険金支払の原因となった事故の発生した保険年度と同一の保険年度に発生した事故による傷害および発病した特定感染症に対して、既に支払った普通保険約款およびこの特約の後遺障害保険金の額
第9条(2)	保険期間を通じ	→	保険年度ごとに

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

別表

未経過料率係数

経過期間	保 険 期 間				
	2年	3年	4年	5年	6年
0年経過 (1か月まで)	87%	91%	93%	95%	96%
1年経過 (1年超1年1か月まで)	42%	60%	70%	76%	80%
2年経過 (2年超2年1か月まで)		30%	47%	58%	66%
3年経過 (3年超3年1か月まで)			23%	39%	50%

4年経過 (4年超4年1か月まで)				19%	34%
5年経過 (5年超5年1か月まで)					16%

- (注1) 未経過料率係数は、保険期間および経過期間1か月単位で定めます。
(注2) 保険期間および経過期間に1か月未満の端日数がある場合は、端日数を切り上げ1か月とします。
(注3) 上記に記載のない保険期間または経過期間に対応する未経過料率係数は、上記に準じて定めます。

保険料支払に関する特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用 語	定 義
ほ 保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条 (保険料の払込方法)

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むものとします。

第3条 (保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後でも、当社は、保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料領収前に生じた事故による傷害、損失または損害等に対しては、保険金を支払いません。

第4条 (保険料不払の場合の保険契約の解除)

- (1) 当社は、保険契約者が第2条(保険料の払込方法)の規定に従い保険料を払い込まない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(2) (1)の規定による解除は、保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

共同保険に関する特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用 語	定 義
ひ 引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第2条 (独立責任)

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条 (幹事保険会社の行う事項)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために、次の①～⑩に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の取納および受領または返戻
- ③ 保険契約上の規定に基づく告知または通知の受領等
- ④ 保険契約の条件の変更の承認または保険契約の解除
- ⑤ 保険金請求権等に関する次のア・イ。に掲げる事項
ア. 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認
イ. 保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡または消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡または消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書等の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生等の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①～⑨の事務または業務に付随する事項

第4条 (幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①～⑩に掲げる事項は、すべての引受

保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

＜学生賠償責任保険のみに適用する特約＞ 天災補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款第1章傷害補償条項第3条（保険金を支払わない場合—その1）(1)⑩・⑫の規定にかかわらず、次の①・②のいずれかに該当する事由によって生じた普通保険約款第1章第2条（保険金を支払う場合）の傷害に対しても、同章の保険金を支払います。
- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (2) この特約が付帯された保険契約に育英費用補償対象外特約が付帯されていない場合には、普通保険約款第2章育英費用補償条項第3条（保険金を支払わない場合）(1)⑩・⑫の規定にかかわらず、(1)①・②のいずれかに該当する事由によって生じた普通保険約款第2章第2条（保険金を支払う場合）(1)の傷害の直接の結果として、扶養者が同章第2条(1)①～③のいずれかに該当する状態になったときの損失に対しても、同章の保険金を支払います。
- (3) この特約が付帯された保険契約に学業費用補償特約が付帯された場合には、同特約第3条（保険金を支払わない場合）(1)⑩・⑫の規定にかかわらず、(1)①・②のいずれかに該当する事由によって生じた学業費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の傷害の直接の結果として、扶養者が同特約第2条(1)①～③のいずれかに該当する状態になったときの損失に対しても、同特約の保険金を支払います。

第2条（普通保険約款の読み替え）

当会社は、この特約により、普通保険約款第4章基本条項第18条（保険金の支払時期）(2)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- (2) (1)の確認をするため、次の①～⑥に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の①～⑥に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1)①～④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
 - ② (1)①～④の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①～⑤の事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)①～⑤の事項の確認のための調査 365日
 - ⑥ (1)①～⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

〔注1〕被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

〔注2〕複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

〔注3〕弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

日常生活個人賠償責任補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語		定 義
さ	財物の損壊	財物の滅失、損傷または汚損をいいます。
し	事 故	次の①・②のいずれかに該当する事故により、被保険者が他人に身体の障害を与えることまたは他人の財物を損壊することをいいます。 ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ② 被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故 （注）住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。
	支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
	住 宅	本人の居住の用に供される住宅をいい、その敷地内（注）の動産および不動産を含みます。 （注）囲いの有無を問わず、その住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、本人が占有しているものをいいます。
	身体の障害	生命または身体を害することをいいます。
た	他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ち	治 療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
に	入 院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
は	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
ほ	保険金	日常生活個人賠償責任保険金をいいます。
	保険金額	保険証券記載の日常生活個人賠償責任保険金額をいいます。
	本 人	保険証券記載の被保険者をいいます。
み	未 婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、日本国内または国外において生じた事故により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および普通保険約款第4章基本条項の規定に従い保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、次の①～⑥のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ ②～④の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

（注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3）使用済燃料を含みます。

（注4）原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次の①～⑨のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（注）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因

する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者については、保険金を支払います。

- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶・車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、原動力が専ら人力である船舶・車両およびゴルフ場におけるゴルフカートならびに空気銃の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任については、保険金を支払います。

(注) 住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合はその部分を含みます。

第5条 (被保険者の範囲)

(1) この特約における被保険者は、次の①～⑤のいずれかに該当する者とします。ただし、責任無能力者を除きます。

- ① 本人
- ② 本人の親権者またはその他の法定の監督義務者
- ③ 本人の配偶者
- ④ 本人もしくはその親権者または本人の配偶者の同居の親族
- ⑤ 本人もしくはその親権者または本人の配偶者の別居の未婚の子

(2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

第6条 (個別適用)

(1) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

(2) (1)の規定によって、第8条(保険金の支払額)に規定する当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第7条 (支払保険金の範囲)

(1) 当会社の支払う保険金は、次の①～⑦に掲げるものに限り、この場合において、②～⑦の費用には、収入の喪失は含みません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して支払うべき損害賠償金
- ② 保険契約者または被保険者が支出した第10条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ③ 保険契約者または被保険者が支出した第10条③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ④ 事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、保険契約者または被保険者がその手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ⑤ 第13条(当会社による解決)(2)および第15条(損害賠償責任解決の特則)の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
- ⑥ 事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
- ⑦ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

(2) 被保険者が事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、身体の障害を被った被害者が次の①・②のいずれかに該当するときは、(1)の規定にかかわらず、被保険者が臨時に必要とする費用は、これを当会社が支払う保険金に含めるものとします。

- ① 事故の直接の結果として死亡した場合
- ② 事故の直接の結果として病院または診療所に20日以上入院した場合

第8条 (保険金の支払額)

1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。

保険金の額	=	前条(1)①の損害賠償金の額が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額(注1)	+	前条(1)②～⑦の費用の全額(注2)	+	前条(2)の費用の額(注3)
-------	---	---	---	--------------------	---	----------------

(注1) 保険金額を限度とします。

(注2) 前条(1)⑥・⑦の費用は、同条(1)①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、次の算式によって算出した額とします。

前条(1)⑥・⑦の費用として支払う保険金の額	=	被保険者が支出した前条(1)⑥・⑦の費用の額	×	$\frac{\text{保険金額}}{\text{前条(1)①の損害賠償金の額}}$
------------------------	---	------------------------	---	---

(注3) 身体の障害を被った被害者1名につき、次のア・イ、のいずれかの額を限度とします。

ア. 前条(2)①に該当する場合は、10万円

イ. 前条(2)②に該当する場合は、2万円

第9条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{損害の額}} - \boxed{\text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}}$$

(2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第10条 (事故発生時の義務)

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の①～⑦のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止に努めること。

② 次のア・～ウ、の事項を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

ア. 事故発生の日時・場所、事故の状況、被害者の住所・氏名または名称

イ. 事故発生の日時・場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所・氏名または名称

ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

③ 他人に損害賠償の請求(注1)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。

⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。

⑥ 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当会社に通知すること。

⑦ ①～⑥のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また、当会社が行う損害の調査に協力すること。

(注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第11条 (事故発生時の義務違反)

(1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当会社は、次の①～④の金額を差し引いて保険金を支払います。

① 前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

② 前条②・⑤～⑦の規定のいずれかに違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

③ 前条③に違反した場合は、他人に損害賠償の請求(注)をすることによって取得することができたと認められる額

④ 前条④に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(2) 次の①・②のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条②・⑦の書類のいずれかに事実と異なる記載をした場合

② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条②・⑦の書類または証拠のいずれかを偽造し、または変造した場合

第12条 (当会社による援助)

被保険者が日本国内において生じた事故(注)にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

(注)被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

第13条 (当会社による解決)

- (1) 被保険者が日本国内において生じた事故(注1)にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續(注2)を行います。

(注1)被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

(注2)弁護士を選任を含みます。

- (2) (1)の場合には、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 当会社は、次の①～③のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
- ① 1回の事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、保険金額を明らかに超える場合
 - ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合

第14条 (損害賠償請求権者の直接請求権)

- (1) 日本国内において生じた事故(注)によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

(注)被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

- (2) 当会社は、次の①～④のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき、当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合、または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のア・イのいずれかに該当する事由があった場合
ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

(注)同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

- (3) 前条およびこの条の損害賠償額は、次の算式によって算出した額とします。

損害賠償額

=

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

-

被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2)・(7)の規定のいずれかに基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6) 1回の事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額(注)が保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次の①～③のいずれかに該当する場合を除きます。
- ① (2)④に規定する事実があった場合
 - ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人も折衝することができないと認められるとき。
 - ③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

(注) 同一事故につき既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

- (7) (6)②・③のいずれかに該当する場合は、(2)の規定にかかわらず、当社は、損害賠償請求権者に対して損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき、当社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。

(注) 同一事故につき既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

第15条 (損害賠償責任解決の特則)

第13条(当社による解決)(1)のほか、当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって、当社の費用により、損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

第16条 (保険金の請求)

- (1) 当社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①～⑩に掲げる書類または証拠のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当社の定める事故状況報告書
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ⑤ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ⑥ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ⑦ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑧ 財物の損壊に関して支払われる保険金の請求に関しては、被害が生じた財物の価値を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注1)および被害が生じた財物の写真(注2)
 - ⑨ 保険金の請求を第三者に委任する場合は、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
 - ⑩ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(注1) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注2) 画像データを含みます。

- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべきその被保険者の代理人がないときは、次の①～③に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合、または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①・②に規定する者がいない場合、または①・②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族
- (注) 第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 次の①～③のいずれかに該当する場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
 - ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)・(3)・(5)の書類のいずれかに事

実と異なる記載をした場合

- ③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)・(3)・(5)の書類または証拠のいずれかを偽造し、または変造した場合

第17条 (保険金の支払時期)

- (1) 当社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の①～⑤の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①～④のほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注)被保険者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (2) (1)の確認をするため、次の①～⑤に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①～⑤に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1)①～④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
 - ② (1)①～④の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①～⑤の事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1)①～⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1)被保険者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3)弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会其他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1)・(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくその確認を妨げ、またはその確認に応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)・(2)の期間に算入しないものとします。

(注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- (4) (1)・(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第18条 (先取特権)

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。

(注)第7条(支払保険金の範囲)(1)②～⑦の費用に対する保険金請求権を除きます。

- (2) 当社は、次の①～④のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合(注1)
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合(注2)

(注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①・④の規定のいずれかにより被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 第7条(支払保険金の範囲)(1)②～⑦の費用に対する保険金請求権を除きます。

第19条(損害賠償額の請求および支払)

- (1) 損害賠償請求権者が第14条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の①～⑨に掲げる書類または証拠のうち当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 損害賠償額の請求書
- ② 当会社の定める事故状況報告書
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
- ④ 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ⑤ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ⑥ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑦ 財物の損壊に関する損害賠償額の請求に関しては、被害が生じた財物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注1)および被害が生じた財物の写真(注2)
- ⑧ 損害賠償額の請求を第三者に委任する場合は、損害賠償額の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
- ⑨ その他当会社が(6)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注1) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注2) 画像データを含みます。

- (2) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がないときは、次の①～③に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

- ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者(注)
- ② ①に規定する者がいない場合、または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①・②に規定する者がいない場合、または①・②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族

(注) 第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

- (3) (2)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

- (4) 当社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (5) 次の①～③のいずれかに該当する場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

- ① 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合
- ② 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(1)・(2)・(4)の書類のいずれかに事実と異なる記載をした場合
- ③ 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(1)・(2)・(4)の書類または証拠のいずれかを偽造し、または変造した場合

- (6) 当社は、第14条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)①～④または同条(6)①～③のいずれかに該当する場合には、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な次の①～⑤の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

- ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支

払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

- ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①～④のほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

(注) 損害賠償請求権者が(1)・(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (7) (6)の確認をするため、次の①～⑤に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(6)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①～⑤に掲げる日数(注2)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

- ① (6)①～④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- ② (6)①～④の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (6)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(6)①～⑤の事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (6)①～⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 損害賠償請求権者が(1)・(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会其他法令に基づく照会を含みます。

- (8) (6)・(7)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が、正当な理由がなくその確認を妨げ、またはその確認に応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(6)・(7)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第20条 (損害賠償額請求権の行使期限)

第14条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定による請求権は、次の①・②のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第21条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の①・②の額を限度とします。

- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)・(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第22条 (普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第4章基本条項第17条(保険金の請求)および同章第18条(保険金の支払時期)の規定は適用しません。

第23条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款の規定中、下表に掲げる字句は、同表のとおり読

み替えて適用します。

規 定	読み替え対象の字句
第4章基本条項第2条 (保険責任の始期および 終期)(3)	事故による傷害、損 失または損害 → この特約の事故によ る損害
第4章第13条(保険料の 返還または請求—告知義 務・職業または職務の変 更に関する通知義務等の 場合)(7)	事故による傷害、損 失または損害 → この特約の事故によ る損害
第4章第19条(時効)	第17条(保険金の請 求)(1)に定める時 → この特約第16条(保 険金の請求)(1)に定 める時

第24条(重大事由解除に関する特則)

当社は、普通保険約款第4章基本条項第10条(重大事由による解除)(3)の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加してこの特約に適用します。

- 「
- (3) (1)・(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第12条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①～⑤の事由または(2)①～④の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生したこの特約の事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③ア、～オ.のいずれかに該当することにより(1)・(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の①・②の損害については適用しません。
- ① (1)③ア、～ウ. またはオ. のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② (1)③ア、～ウ. またはオ. のいずれかに該当する被保険者に生じたこの特約第7条(支払保険金の範囲)(1)①の損害賠償金の損害
- 」

第25条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

日常生活個人賠償責任補償特約の 一部変更に関する特約(受託品補償拡大型)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用 語	定 義
あ アルバイト	一時的もしくは臨時的に収入を得るために行う仕事または勉強と両立させる形で行う仕事をいいます。
い インターンシップ	在学中に自らの専攻または将来のキャリアに関連した企業等内で就業体験を行うこと(注)をいいます。 (注) 各種免許交付または資格付与の条件として法令に定められた実習、実地修練、実技、就業等を除きます。
し 受託品	本人が日本国内において他人から借りた、または預かった財物(注)・レンタル用品等で、本人が管理するものをいいます。 (注) 情報機器等に記録された情報を含みます。
受託品以外の事故	次の①・②のいずれかに該当する事故により、被保険者が他人に身体の障害を与えることまたは他人の財物(注1)を損壊することをいいます。 ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ② 被保険者の日常生活(注2)に起因する偶然な事故(注1) 情報機器等に記録された情報を含みます。 (注2) 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。
受託品の事故	受託品を損壊すること、紛失することまたは盗取されることをいいます。

	受託品の損壊	受託品の滅失、損傷または汚損をいいます。
せ	正課の講義等	次の①～⑥に掲げるものをいいます。 ① 大学等が授業として取り扱う講義、実験、実習、演習等 ② 大学等が教育活動の一環として主催する行事 ③ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項の別表第1、別表第2または別表第2の2に定める単位習得のために行う教育職員免許法施行規則第6条第5欄に掲げる教育実習 ④ 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）第2条に定める、特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて行われる、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験 ⑤ インターンシップ ⑥ ①・②に準じるボランティア活動。ただし、部活動、サークル活動として行うボランティア活動は含みません。
た	大学等	学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校およびこれと同等の教育機関をいいます。

第2条（日常生活個人賠償責任補償特約の読み替え）

- (1) 当社は、この特約により、日常生活個人賠償責任補償特約第1条（用語の定義）のうち「財物の損壊」および「事故」を次のとおり読み替えて適用します。

	用語	定義
さ	財物の損壊	財物（注）の滅失、損傷または汚損をいいます。 （注）情報機器等に記録された情報を含みます。
し	事故	受託品以外の事故または受託品の事故をいいます。

- (2) 当社は、この特約により、日常生活個人賠償責任補償特約第2条（保険金を支払う場合）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、日本国内または国外において生じた受託品以外の事故により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および普通保険約款第4章基本条項の規定に従い保険金を支払います。
- (2) 当社は、日本国内または国外において次の①・②のいずれかに該当する間に生じた受託品の事故により、被保険者が被害の生じた受託品について正当な権利を有する者に対し法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および普通保険約款第4章基本条項の規定に従い保険金を支払います。
- ① 受託品が住宅内に保管されている間
 - ② 受託品が本人によって日常生活上の必要に応じて一時的に住宅外で使用・管理されている間

- (3) 当社は、この特約により、日常生活個人賠償責任補償特約第3条（保険金を支払わない場合—その1）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当社は、次の①～⑥のいずれかに該当する事由によって生じた前条(1)の損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑤ ②～④の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執

行するその他の機関とします。

(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穩が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、次の①～⑮のいずれかに該当する事由によって生じた前条(2)の損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意
- ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ③ 次のア. ～ウ. のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 被保険者が法令に定められた運転資格(注2)を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
 - イ. 被保険者が道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
 - ウ. 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
- ④ 本人に引き渡される以前から受託品に存在した欠陥
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)
- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑦ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ ⑤～⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑩ 差押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合には、保険金を支払います。
- ⑪ 受託品に生じた自然発火または自然爆発
- ⑫ 偶然な外来の事故に直接起因しない受託品の電気的事故または機械的事故
- ⑬ 受託品の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の事由
- ⑭ 受託品のねずみ食い、虫食いその他これらに類似の事由
- ⑮ 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、雪または雹による受託品の損壊

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

(注2) 運転する地における法令による運転資格をいいます。

(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穩が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

(4) 当会社は、この特約により、日常生活個人賠償責任補償特約第4条(保険金を支払わない場合—その2)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第4条(保険金を支払わない場合—その2)

(1) 当会社は、被保険者が、受託品以外の事故により生じる損害賠償責任で、かつ、次の①～⑨のいずれかに該当するものを負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任。ただし、本人が従事するアルバイトおよび本人が行うインターンシップに起因する損害賠償責任については、保険金を支払います。
- ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(注)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者については、保険金を支払います。
- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶・車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、原動力が専ら人力である船舶・車両およびゴルフ場におけるゴルフカートならびに空気銃の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任については、保険金を支払います。

(注)住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合はその部分を含みます。

- (2) 当社は、被保険者が、受託品の事故により生じる損害賠償責任で、かつ、次の①～⑨のいずれかに該当するものを負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任。ただし、本人が従事するアルバイトおよび本人が行うインターンシップに起因する損害賠償責任については、保険金を支払います。
 - ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（注1）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - ④ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ⑤ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑥ 航空機、船舶または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、原動力が専ら人力である船舶および空気銃の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任については、保険金を支払います。
 - ⑦ 受託品が委託者に返還された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任
 - ⑧ 直接であると間接であるとを問わず、被保険者がその受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（注2）
 - ⑨ 受託品について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託品を使用したことに起因する損害賠償責任

(注1)住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合はその部分を含みます。

(注2)収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。

- (3) 当社は、被保険者が、日常生活において、次の①～⑮のいずれかに該当する受託品の事故により損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 通貨、預金証書、貯金証書、預金通帳、貯金通帳、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物
 - ② 貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに準ずる物
 - ③ 自動車（注1）、原動機付自転車、船舶（注2）、航空機およびこれらの付属品
 - ④ 自転車、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品
 - ⑤ 携帯電話（注3）等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品
 - ⑥ ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子手帳、電子辞書、電子書籍等の携帯式電子機器およびこれらの付属品
 - ⑦ 携帯オーディオプレーヤー等の携帯式音響機器およびこれらの付属品
 - ⑧ 携帯レコーダー等の携帯式録音機器およびこれらの付属品
 - ⑨ 銃砲、刀剣その他これらに準ずる物
 - ⑩ 本人が次のア. ～ク. に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具
 - ア. 山岳登山（注4）
 - イ. リュージュ、ボブスレー、スケルトン
 - ウ. スカイダイビング
 - エ. 航空機（注5）操縦
 - オ. ハンググライダー搭乗
 - カ. モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等の超軽量動力機（注6）搭乗
 - キ. ジャイロプレーン搭乗
 - ク. その他ア. ～キ. に類する危険な運動
 - ⑪ 動物、植物等の生物
 - ⑫ 建物（注7）
 - ⑬ 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
 - ⑭ 公序良俗に反する物
 - ⑮ その他保険証券記載の物

(注1)被牽引車を含みます。

(注2)ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。

(注3)PHSを含みます。

(注4)ピッケル・アイゼン・ザイル・ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミングおよびフリークライミングをいいます。

(注5)航空機には、グライダーおよび飛行船は含みません。

(注6)パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

(注7)次のア.～ウ.のいずれかに該当するものを含みます。

ア. 畳、建具その他これらに類する物

イ. 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト設備のうち建物に付加したもの

ウ. 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの

(4) (3)の規定にかかわらず、当社は、被保険者が、正課の講義等において、その目的にしたがって使用している間に生じた、次の①～⑦のいずれかに該当する受託品の事故により損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払います。

① 自動車(注1)、原動機付自転車(注2)

② 自転車、ラジコン模型

③ 携帯電話(注3)等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品

④ ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子手帳、電子辞書、電子書籍等の携帯式電子機器およびこれらの付属品

⑤ 携帯オーディオプレーヤー等の携帯式音響機器およびこれらの付属品

⑥ 携帯レコーダー等の携帯式録音機器およびこれらの付属品

⑦ 加入者(被保険者)が山岳登山(注4)を行っている間のその運動等のための用具

(注1)被牽引車を含みます。また、道路以外の場所においてのみ運行の用に供するものおよび農耕作業の用に供する目的として製作された小型特殊自動車に限りま

(注2)道路以外の場所においてのみ運行の用に供するものに限りま

(注3)PHSを含みます。

(注4)ピッケル・アイゼン・ザイル・ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミングおよびフリークライミングをいいます。

(5) 当社は、この特約により、日常生活個人賠償責任補償特約第7条(支払保険金の範囲)①の規定を次のとおり読み替えて適用します。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して支払うべき損害賠償金。ただし、第2条(保険金を支払う場合)②の規定による損害賠償金については、事故が生じた地および時における被害が生じた受託品の価額を超えないものとします。

(6) 当社は、この特約により、日常生活個人賠償責任補償特約第8条(保険金の支払額)(注1)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

(注1) 保険金額を限度とします。ただし、情報機器等に記録された情報の滅失、損傷または汚損について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して支払う保険金の額は、500万円または保険金額のいずれか低い額を限度とします。

(7) 当社は、この特約により、日常生活個人賠償責任補償特約第10条(事故発生時の義務)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第10条(事故発生時の義務)

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の①～⑧のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止に努めること。

② 次のア.～ウ.の事項を、遅滞なく、当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

ア. 事故発生の日時・場所、事故の状況、被害者の住所・氏名または名称、被害が生じた受託品について正当な権利を有する者の住所・氏名または名称、受託品、受託品の損害の程度

イ. 事故発生の日時・場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所・氏名または名称

- ウ、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ③ 受託品が盗取された場合は、直ちに警察署へ届け出ること。
 - ④ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
 - ⑤ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
 - ⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑦ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑧ ①～⑦のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また、当社が行う損害の調査に協力すること。

（注1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注2）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- (8) 当社は、この特約により、日常生活個人賠償責任補償特約第11条（事故発生時の義務違反）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第11条（事故発生時の義務違反）

- (1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当社は、次の①～④の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ② 前条②・③・⑥～⑧の規定のいずれかに違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
 - ③ 前条④に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④ 前条⑤に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

- (2) 次の①・②のいずれかに該当する場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条②・⑧の書類のいずれかに事実と異なる記載をした場合
 - ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条②・⑧の書類または証拠のいずれかを偽造し、または変造した場合

- (9) 当社は、この特約により、日常生活個人賠償責任補償特約第16条（保険金の請求）(2)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①～⑩に掲げる書類または証拠のうち当社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金請求書
- ② 保険証券
- ③ 当会社の定める事故状況報告書
- ④ 受託品の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
- ⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- ⑥ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ⑦ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ⑧ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑨ 財物の損壊または受託品の損壊に関して支払われる保険金の請求に関しては、被害が生じた財物または受託品の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および被害が生じた財物または受託品の写真（注2）
- ⑩ 保険金の請求を第三者に委任する場合は、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書

- ⑪ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(注1)既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注2)画像データを含みます。

傷害見舞費用補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用 語	定 義
こ 後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
し 事 故	次の①・②のいずれかに該当する事故により、被保険者が他人に傷害を与えることをいいます。 ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ② 被保険者の日常生活(注)に起因する偶然な事故 (注)住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
住 宅	本人の居住の用に供される住宅をいい、その敷地内(注)の動産および不動産を含みます。 (注)囲いの有無を問わず、その住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、本人が占有しているものをいいます。
傷 害	身体の傷害をいいます。この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みますが、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状は含みません。また、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、この傷害には含みません。
傷害見舞費用	損害賠償金を支払うことなく、当社の同意を得て慣習として支払う弔慰金、入院見舞金等の費用および見舞品の購入費用をいいます。
た 他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ち 治 療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。 (注)被保険者または被害者が医師である場合は、被保険者および被害者以外の医師をいいます。
つ 通 院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院日数	第10条(通院見舞費用保険金の支払)(1)の通院した日数をいいます。
に 入 院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院期間	第9条(入院見舞費用保険金の支払)(1)の入院した期間をいいます。
は 配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
ひ 被害者	次条の傷害を被った者をいいます。
ほ 保険金	死亡見舞費用保険金、後遺障害見舞費用保険金、入院見舞費用保険金または通院見舞費用保険金をいいます。

	本人	保険証券記載の被保険者をいいます。
み	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、日本国内または国外において生じた事故により、被保険者が他人の被った傷害について負担した傷害見舞費用に対して、この特約および普通保険約款第4章基本条項の規定に従い保険金を被保険者に支払います。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当社は、次の①～⑥のいずれかに該当する事由によって発生した傷害見舞費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ ②～④の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

（注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3）使用済燃料を含みます。

（注4）原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当社は、被害者が頸部症候群（注1）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（注2）のないものによって発生した傷害見舞費用に対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

（注1）いわゆる「むちうち症」をいいます。

（注2）理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被害者が次の①～⑥のいずれかに該当する傷害を被ったことにより発生した傷害見舞費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する傷害
- ② 被保険者と同居する親族が被った傷害
- ③ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った傷害。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者については、保険金を支払います。
- ④ 被保険者の心神喪失に起因する傷害
- ⑤ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する傷害
- ⑥ 航空機、船舶・車両または銃器の所有、使用または管理に起因する傷害。ただし、原動力が専ら人力である船舶・車両およびゴルフ場におけるゴルフカートならびに空気銃の所有、使用または管理に起因する傷害については、保険金を支払います。

第5条（被保険者の範囲）

(1) この特約における被保険者は、次の①～⑤のいずれかに該当する者とします。

- ① 本人
- ② 本人の親権者またはその他の法定の監督義務者
- ③ 本人の配偶者
- ④ 本人もしくはその親権者または本人の配偶者の同居の親族
- ⑤ 本人もしくはその親権者または本人の配偶者の別居の未婚の子

(2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、傷害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

第6条（個別適用）

(1) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

(2) (1)の規定によって、次条から第11条（当社の責任限度額）までに規定する当社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第7条（死亡見舞費用保険金の支払）

当社は、被害者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、被害者1名につき50万円（注）を限度として、傷害見舞費用の額を死亡見舞費用保険金として支払います。

(注)その被害者について、既に支払った後遺障害見舞費用保険金がある場合は、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{死亡見舞費用保険金の限度額} = 50\text{万円} - \text{既に支払った後遺障害見舞費用保険金の額}$$

第8条（後遺障害見舞費用保険金の支払）

(1) 当社は、被害者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、被害者1名につき次の算式によって算出した額を限度として、傷害見舞費用の額を後遺障害見舞費用保険金として支払います。

$$\text{後遺障害見舞費用保険金の限度額} = 50\text{万円} \times \text{普通保険約款別表3に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}$$

(2) (1)の規定にかかわらず、被害者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者および被害者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を限度として、後遺障害見舞費用保険金を支払います。

(3) 普通保険約款別表3の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、(1)の保険金支払割合は次の①～④のとおりとします。

① 普通保険約款別表3の第1級～第5級に掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合

② ①以外の場合で、普通保険約款別表3の第1級～第8級に掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合

③ ①・②以外の場合で、普通保険約款別表3の第1級～第13級に掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合がその重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④ ①～③以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

(5) 既に後遺障害のある被害者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、被害者1名につき次の算式によって算出した額を限度として、傷害見舞費用の額を後遺障害見舞費用保険金として支払います。

$$\text{後遺障害見舞費用保険金の限度額} = 50\text{万円} \times \left(\text{普通保険約款別表3に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合} - \text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合} \right)$$

第9条（入院見舞費用保険金の支払）

(1) 当社は、被害者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、被害者1名につき、その入院期間に応じた①～④に掲げる額を限度として、傷害見舞費用の額を入院見舞費用保険金として支払います。

① 入院期間31日以上の場合 10万円

② 入院期間15日以上30日以内の場合 5万円

③ 入院期間8日以上14日以内の場合 3万円

④ 入院期間7日以内の場合 1.5万円

(2) 入院期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

(注)医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(3) 被害者が入院期間中にさらに傷害見舞費用の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては入院見舞費用保険金を支払いません。

(4) 当社は、同一被害者について同一事故により、入院見舞費用保険金と死亡見舞費用保険金または入院見舞費用保険金と後遺障害見舞費用保険金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

第10条（通院見舞費用保険金の支払）

(1) 当社は、被害者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果と

して、通院した場合は、被害者1名につき、その通院日数に応じた①～④に掲げる額を限度として、傷害見舞費用の額を通院見舞費用保険金として支払います。

- ① 通院日数31日以上の場合 5万円
- ② 通院日数15日以上30日以内の場合 3万円
- ③ 通院日数8日以上14日以内の場合 2万円
- ④ 通院日数7日以内の場合 1万円

- (2) 被害者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯の損傷等の傷害を被った普通保険約款別表4に掲げる部位を固定するために被保険者および被害者以外の医師の指示によりギプス等(注)を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。

(注)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

- (3) 当社は、(1)・(2)の規定にかかわらず、入院期間中の通院および事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、その日数を通院日数に含めません。
- (4) 被害者が(1)の通院した期間中にさらに傷害見舞費用の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては通院見舞費用保険金を支払いません。
- (5) 当社は、同一被害者について同一事故により、通院見舞費用保険金と死亡見舞費用保険金または通院見舞費用保険金と後遺障害見舞費用保険金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

第11条 (当社の責任限度額)

当社がこの保険契約に基づき支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、100万円を限度とします。

第12条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が傷害見舞費用の額または100万円のいずれか低い額を超えるときは、当社は、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

保険金の額	=	傷害見舞費用の額 または100万円の いずれか低い額	-	他の保険契約等から 支払われた保険金 または共済金の合計額
-------	---	----------------------------------	---	-------------------------------------

第13条 (事故の通知)

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の①～③のことを履行しなければなりません。
- ① 事故の発生の日からその日を含めて30日以内に次のア・イに掲げる事項を当会社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
ア. 事故発生の日時・場所、事故の状況、被害者の住所・氏名
イ. 被害者の傷害の程度
 - ② 他の保険契約等の有無および内容(注)について遅滞なく当社に通知すること。
 - ③ ①・②のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また、当社が行う損害の調査に協力すること。

(注)既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- (2) 次の①・②のいずれかに該当する場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合
 - ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による通知または説明について知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合

第14条 (保険金の請求)

- (1) 当社に対する保険金請求権は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害見舞費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①～⑦に掲げる書類または証拠のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当社の定める事故状況報告書
 - ④ 公の機関の事故証明書。ただし、やむを得ない場合には、第三者の事故証明書とします。
 - ⑤ 保険金の支払を受けようとする傷害見舞費用の支出明細書およびその支出を証明す

る書類

- ⑥ 保険金の請求を第三者に委任する場合は、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
 - ⑦ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定められたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべきその被保険者の代理人がないときは、次の①～③に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合、または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①・②に規定する者がいない場合、または①・②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
- （注）第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容、費用の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 次の①～③のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
 - ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)・(3)・(5)の書類のいずれかに事実と異なる記載をした場合
 - ③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)・(3)・(5)の書類または証拠のいずれかを偽造し、または変造した場合

第15条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①～⑤の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、費用または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、費用の額または傷害の程度、事故と費用または傷害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①～④のほか、他の保険契約等の有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- （注）被保険者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1)の確認をするため、次の①～⑤に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の①～⑤に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1)①～④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
 - ② (1)①～④の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①～⑤の事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1)①～⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注1）被保険者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1)・(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくその確認を妨げ、またはその確認に応じなかった場合（注）には、これにより確

認が遅延した期間については、(1)・(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) (1)・(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第16条 (普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第4章基本条項第17条(保険金の請求)および同章第18条(保険金の支払時期)の規定は適用しません。

第17条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款の規定中、下表に掲げる字句は、同表のとおり読み替えて適用します。

規 定	読み替え対象の字句
第4章基本条項第2条(保険責任の始期および終期)(3)	事故による傷害、損失または損害 → この特約の事故による傷害見舞費用
第4章第13条(保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(7)	事故による傷害、損失または損害 → この特約の事故による傷害見舞費用
第4章第19条(時効)	第17条(保険金の請求)(1)に定める時 → この特約第14条(保険金の請求)(1)に定める時

第18条 (重大事由解除に関する特則)

当社は、普通保険約款第4章基本条項第10条(重大事由による解除)(3)の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加してこの特約に適用します。

- 「
- (3) (1)・(2)の規定による解除がこの特約の事故の発生した後になされた場合であっても、第12条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①～⑤の事由または(2)①～④の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生したこの特約の事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が1)③ア.～オ.のいずれかに該当することにより(1)・(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③ア.～ウ. またはオ.のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。
- 」

第19条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

本人のみ補償特約 (傷害見舞費用補償特約用)

当社は、この特約により、傷害見舞費用補償特約第5条(被保険者の範囲)(1)に規定する被保険者のうち、次の①・②のいずれかに該当する者を被保険者とします。

- ① 本人
② 本人の親権者またはその他の法定の監督義務者

救援者費用等補償特約 (疾病補償追加型)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用 語	定 義
き 救援者	被保険者の捜索、救助、移送もしくは看護または事故処理を行うために現地に赴く被保険者の親族またはこれらの者の代理人をいいます。
け 現 地	事故発生地または被保険者の収容地をいいます。
し 疾 病	傷害以外の身体の障害をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

	住 宅	被保険者の居住の用に供される住宅をいい、その敷地(注)を含みます。 (注) 囲いの有無を問わず、その住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、被保険者が占有しているものをいいます。
た	他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ち	治 療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。 (注) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
に	入 院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。(注) (注) 他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要であると認めた場合に限ります。
ひ	被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
ほ	保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険金	救援者費用等保険金をいいます。
	保険金額	保険証券記載の救援者費用等保険金額をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が次の①～④のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した捜索救助費用や交通費宿泊料等を、この特約および普通保険約款第4章基本条項の規定に従い保険金をその費用の負担者に支払います。

- ① 保険期間中に被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合、または遭難した場合
- ② 保険期間中に、日本国内または国外における急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合、または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合
- ③ 保険期間中に住宅外において被った普通保険約款第1章傷害補償条項第2条(保険金を支払う場合)の傷害を直接の原因として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、または継続して3日以上入院した場合
- ④ 疾病を直接の原因として保険期間中に死亡した場合、または保険期間中に発病し、かつ医師の治療を開始した疾病を直接の原因として3日以上入院した場合

第3条 (費用の範囲)

前条の費用とは、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した次の①～⑤に掲げる費用をいいます。

- ① 捜索救助費用
遭難した被保険者を捜索、救助または移送する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。
- ② 交通費
救援者の現地までの汽車、電車、船舶、航空機等の往復運賃をいい、救援者2名分を限度とします。ただし、被保険者が前条②に該当した場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索、救助もしくは移送の活動が終了した後現地に赴く救援者に係る費用は除きます。
- ③ 宿泊料
現地および現地までの行程における救援者のホテル、旅館等の宿泊料をいい、救援者2名分を限度とし、かつ、救援者1名につき14日分を限度とします。ただし、被保険者が前条②に該当した場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索、救助もしくは移送の活動が終了した後現地に赴く救援者に係る費用は除きます。
- ④ 移送費用
死亡した被保険者を現地から被保険者の住所に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の被保険者を現地から被保険者の住所もしくはその住所の属する国の病院もしくは診療所に移転するために要した移転費(注)をいいます。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から除きます。
- ⑤ 諸雑費
救援者の旅券印紙代、査証料、予防接種料等の渡航手続費および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、死亡した被保険者の遺体処理

費等をいい、次のア・イのいずれかの金額を限度とします。

ア. これらの費用が、被保険者が日本国外において前条①～④のいずれかに該当したことにより発生した場合は、20万円

イ. これらの費用が、被保険者が日本国内において前条①～④のいずれかに該当したことにより発生した場合は、3万円

(注) 治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。

第4条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当社は、次の①～⑫のいずれかに該当する事由によって第2条 (保険金を支払う場合) ①～④のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者 (注1) または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ④ 次のア～ウのいずれかに該当する間に生じた事故
ア. 被保険者が法令に定められた運転資格 (注2) を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
イ. 被保険者が道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第65条 (酒気帯び運転等の禁止) 第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
ウ. 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
- ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑥ 被保険者に対する刑の執行
- ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 (注3)
- ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑨ 核燃料物質 (注4) もしくは核燃料物質 (注4) によって汚染された物 (注5) の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑩ ⑦～⑨の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑪ ⑨以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑫ 被保険者が次に掲げる運動等を行っている間に生じた事故

	運 動 等
1	山岳登山 (注6)
2	リュージュ、ボブスレー、スケルトン
3	スカイダイビング
4	航空機 (注7) 操縦 (注8)
5	ハンググライダー搭乗
6	モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等の超軽量動力機 (注9) 搭乗
7	ジャイロプレーン搭乗
8	その他1～7に類する危険な運動

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

(注2) 運転する地における法令による運転資格をいいます。

(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

(注6) ピッケル・アイゼン・ザイル・ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミングおよびフリークライミングをいいます。

(注7) 航空機には、グライダーおよび飛行船は含みません。

(注8) 職務として操縦する場合は含みません。

(注9) パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

(2) 当社は、被保険者が頸部症候群 (注1)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見 (注2) のないものによって第2条 (保

険金を支払う場合)③・④いずれかの入院をしたことにより発生した費用に対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(注1)いわゆる「むちうち症」をいいます。

(注2)理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

第5条 (保険金の支払額)

- (1) 当社は、第3条(費用の範囲)の費用のうち、社会通念上妥当な部分で、かつ、第2条(保険金を支払う場合)①～④のいずれかと同等のその他の事由に対して通常負担する費用相当額(注)についてのみ保険金を支払います。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、保険金を支払いません。

(注)この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

- (2) (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、保険年度(注)ごとに保険金額をもって限度とします。

(注)初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。

第6条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が第3条(費用の範囲)の費用の額を超えるときは、当社は、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

保険金の額	=	第3条の費用の額	-	他の保険契約等から支払われた 保険金または共済金の合計額
-------	---	----------	---	---------------------------------

第7条 (事故の通知)

- (1) 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)①～④のいずれかに該当した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、次の①～③のことを履行しなければなりません。

- ① 第2条①～④のいずれかに該当した日からその日を含めて30日以内に次のア.～ウに掲げる事項を当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

ア. 第2条①・②の場合は、行方不明もしくは遭難または同条②の事故の発生の状況

イ. 第2条③の場合は、その事故の発生の状況および傷害の程度

ウ. 第2条④の場合は、疾病の発病の経過および内容

- ② 他の保険契約等の有無および内容(注)について遅滞なく当社に通知すること。

- ③ ①・②のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また、当社が行う損害の調査に協力すること。

(注)既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- (2) 次の①・②のいずれかに該当する場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合

- ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定による通知または説明について知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合

第8条 (保険金の請求)

- (1) 当社に対する保険金請求権は、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が第2条(保険金を支払う場合)の費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①～⑥に掲げる書類または証拠のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

- ① 保険金請求書

- ② 保険証券

- ③ 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）①～④のいずれかに該当したことを証明する書類
 - ④ 保険金の支払を受けようとする第3条（費用の範囲）①～⑤に掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類
 - ⑤ 保険金の請求を第三者に委任する場合は、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
 - ⑥ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定められたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次の①～③に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合、または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①・②に規定する者がいない場合、または①・②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容または費用の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 次の①～③のいずれかに該当する場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)・(3)・(5)の書類のいずれかに事実と異なる記載をした場合
 - ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)・(3)・(5)の書類または証拠のいずれかを偽造し、または変造した場合

第9条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の①～⑤の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、費用発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、費用の額、事故と費用との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①～④のほか、他の保険契約等の有無および内容、第2条（保険金を支払う場合）の費用について保険契約者、被保険者または被保険者の親族が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (2) (1)の確認をするため、次の①～④に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の①～④に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1)①～④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
 - ② (1)①～④の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①～⑤の事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1)①～⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

- (注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1)・(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなくその確認を妨げ、またはその確認に応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)・(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- (4) (1)・(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第10条(代位)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)の費用が生じたことにより保険契約者、被保険者または被保険者の親族が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の①・②の額を限度とします。

① 当社が費用の全額を保険金として支払った場合

保険契約者、被保険者または被保険者の親族が取得した債権の全額

② ①以外の場合

保険契約者、被保険者または被保険者の親族が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに保険契約者、被保険者または被保険者の親族が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)・(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第11条(普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第4章基本条項第17条(保険金の請求)および同章第18条(保険金の支払時期)の規定は適用しません。

第12条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款の規定中、下表に掲げる字句は、同表のとおり読み替えて適用します。

規 定	読み替え対象の字句	
第4章基本条項第2条(保険責任の始期および終期)(3)	事故による傷害、損失または損害	→ この特約第2条(保険金を支払う場合)①～④のいずれかに該当したことによる費用
第4章第10条(重大事由による解除)(2)④	第2章育英費用補償条項の育英費用保険金を受け取るべき者	→ この特約の保険金を受け取るべき者
第4章第10条(2)(注)	その育英費用保険金を受け取るべき者	→ その保険金を受け取るべき者
第4章第13条(保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(7)	事故による傷害、損失または損害	→ この特約第2条(保険金を支払う場合)①～④のいずれかに該当したことにより発生した費用
第4章第19条(時効)	第17条(保険金の請求)(1)に定める時	→ この特約第8条(保険金の請求)(1)に定める時

第13条(重大事由解除に関する特則)

当社は、普通保険約款第4章基本条項第10条(重大事由による解除)(3)の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加してこの特約に適用します。

- (3) (1)・(2)の規定による解除がこの特約第2条(保険金を支払う場合)①～④のい

れかに該当した後になされた場合であっても、第12条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①～⑤の事由または(2)①～④の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生したこの特約第2条①～④のいずれかに該当したことによる損害等に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が(1)③ア、～オ、のいずれかに該当することにより(1)・(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③ア、～オ、のいずれにも該当しない保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者に生じた損害等については適用しません。

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

＜扶養者死亡保障保険のみに適用する特約＞ 学業費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用 語	定 義
か 学資費用	被保険者が在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間中に毎年必要となる費用（注）をいいます。 （注）授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等をいいます。
こ 後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、扶養者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
し 事 故	急激かつ偶然な外来の事故をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
支払対象期間	支払対象期間開始日から支払対象期間終了日までの期間をいいます。
支払対象期間開始日	扶養者が次条(1)①～③のいずれかに該当する状態になった日の翌日をいいます。
支払対象期間終了日	保険証券記載の学業費用補償特約の終期をいいます。
支払年度	初年度については支払対象期間開始日から1年以内に到来する支払対象期間終了日の応当日まで、次年度以降については支払対象期間終了日の応当日から1年間をいいます。
傷 害	身体の傷害をいいます。
進学費用	被保険者が進学する際に、進学する学校に納付する費用のうち、学資費用以外の費用（注）をいいます。 （注）入学金、納付が義務付けられている寄付金等をいいます。
た 他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ち 治 療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）扶養者が医師である場合は、扶養者以外の医師をいいます。
ひ 被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
ふ 扶養者	被保険者を扶養する者で保険証券記載の者をいいます。
ほ 保険金	学資費用保険金または進学費用保険金をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、扶養者が日本国内または国外において事故によって傷害を被り、その直接の結果として、次の①～③のいずれかに該当する状態になった場合において、それによって扶養者に扶養されなくなることにより被保険者が被る損失に対して、この特約および普通保険約款第4章基本条項の規定に従い保険金を被保険者に支払います。

- ① 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
 - ② 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じ、その後遺障害が普通保険約款別表3に掲げる第2級の後遺障害に対する保険金支払割合以上の保険金支払割合に認定された場合
 - ③ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通保険約款別表3の第3級(3)・(4)に掲げる後遺障害が生じた場合
- (2) (1)②・③の規定にかかわらず、扶養者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における扶養者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。
- (3) 普通保険約款別表3の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、(1)②の保険金支払割合は次の①～④のとおりとします。
- ① 普通保険約款別表3の第1級～第5級に掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ② ①以外の場合で、普通保険約款別表3の第1級～第8級に掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ③ ①・②以外の場合で、普通保険約款別表3の第1級～第13級に掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合がその重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 - ④ ①～③以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある扶養者が(1)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した割合を保険金支払割合として(1)②の規定を適用します。

適用する割合

= 普通保険約款別表3に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合

- 既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次の①～⑬のいずれかに該当する事由によって生じた傷害の直接の結果として、扶養者が前条(1)①～③のいずれかに該当する状態になった場合の損失に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）、被保険者または扶養者の故意または重大な過失
 - ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - ④ 次のア、～ウ、のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 扶養者が法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車または原動機付自転車運転している間
 - イ. 扶養者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車運転している間
 - ウ. 扶養者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車運転している間
 - ⑤ 扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥ 扶養者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 扶養者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
 - ⑧ 扶養者に対する刑の執行
 - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
 - ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑪ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑫ ⑨～⑪の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

（注2）運転する地における法令による運転資格をいいます。

（注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著

しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注4) 使用済燃料を含みます。
(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 当社は、扶養者が前条(1)①～③のいずれかに該当する状態になった時に、扶養者が被保険者を扶養していない場合には、保険金を支払いません。

第4条 (学資費用保険金の支払)

- (1) 当社は、支払対象期間中に被保険者が負担した学資費用に対して、学資費用保険金を支払います。
(2) 当社の支払う学資費用保険金の額は、支払対象期間中の支払年度ごとに、保険証券記載の学資費用保険金額を限度とします。

第5条 (進学費用保険金の支払)

- (1) 当社は、支払対象期間中に被保険者が負担した進学費用に対して、進学費用保険金を支払います。
(2) 当社の支払う進学費用保険金の額は、支払対象期間を通じ、保険証券記載の進学費用保険金額を限度とします。

第6条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合においては、当社は、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金として支払います。
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{支払責任額が最も高い保険契約または共済契約の支払責任額}} - \boxed{\text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}}$$

- (2) (1)の規定は、学資費用保険金および進学費用保険金ごとに適用します。

第7条 (死亡の推定)

扶養者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合、または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお扶養者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、扶養者が第2条(保険金を支払う場合)(1)の傷害によって死亡したものと推定します。

第8条 (扶養者の変更)

保険契約締結の後、被保険者を扶養する者が変更となった場合には、保険契約者または被保険者は書面をもってその旨を当社に申し出て、当社がこれを承認したときは、新たに保険証券に記載された扶養者について、この特約を適用します。

第9条 (特約の失効)

- (1) 保険契約締結の後、次の①～③のいずれかに該当した場合には、この特約は効力を失います。
① 当社が保険金を支払った場合
② 被保険者が独立して生計を営むようになった場合
③ 被保険者が特定の個人により扶養されなくなった場合
(2) (1)のほか、この特約が付帯された保険契約に疾病による学業費用補償特約が付帯された場合において、当社が同特約の保険金を支払ったときは、この特約は効力を失います。
(3) この特約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算したこの特約の保険料を返還します。

第10条 (事故の通知)

- (1) 扶養者が第2条(保険金を支払う場合)(1)①～③のいずれかに該当する状態になった場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、次の①～③のことを履行しなければなりません。
① 傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生状況および傷害の程度を当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたとき、または扶養者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
② 他の保険契約等の有無および内容(注)について遅滞なく当社に通知すること。
③ ①・②のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また、当社が行う損害の調査に協力すること。
(注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
(2) 扶養者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合、または遭難した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生状況を当社に書面により通知しなければなりません。
(3) 次の①・②のいずれかに該当する場合は、当社は、それによって当社が被った損

害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)・(2)の規定のいずれかに違反した場合
- ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)・(2)の規定による通知または説明のいずれかについて知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合

第11条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の①・②の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

- ① 学資費用保険金については、支払対象期間中に被保険者が学資費用を負担した時
- ② 進学費用保険金については、支払対象期間中に被保険者が進学費用を負担した時

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①～⑩に掲げる書類または証拠のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

- ① 保険金請求書
- ② 保険証券
- ③ 当会社の定める傷害状況報告書
- ④ 公の機関の事故証明書。ただし、やむを得ない場合には、第三者の事故証明書とします。
- ⑤ 死亡診断書もしくは死体検案書または後遺障害の程度を証明する扶養者以外の医師の診断書
- ⑥ 保険金の支払を受けようとする学資費用または進学費用の支出明細書およびその支出を証明する書類
- ⑦ 被保険者の印鑑証明書
- ⑧ 扶養者の戸籍謄本
- ⑨ 扶養者が第2条(保険金を支払う場合)①②③のいずれかに該当する状態になった時に、扶養者が被保険者を扶養していたことを証明する書類
- ⑩ 保険金の請求を第三者に委任する場合は、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
- ⑪ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次の①～③に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合、または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①・②に規定する者がいない場合、または①・②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族
- (注) 法律上の配偶者に限ります。

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(5) 当社は、事故の内容、費用の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 次の①～③のいずれかに該当する場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
- ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)・(3)・(5)の書類のいずれかに事実と異なる記載をした場合
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)・(3)・(5)の書類または証拠のいずれかを偽造し、または変造した場合

第12条 (保険金の支払時期)

(1) 当社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の①～⑤の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、費用または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、費用の額または傷害の程度、事故と費用または傷害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解

除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

- ⑤ ①～④のほか、他の保険契約等の有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注)被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (2) (1)の確認をするため、次の①～⑤に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①～⑤に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1)①～④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
② (1)①～④の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①～⑤の事項の確認のための調査 60日
⑤ (1)①～⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1)被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3)弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1)・(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなくその確認を妨げ、またはその確認に応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)・(2)の期間に算入しないものとします。

(注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- (4) (1)・(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第13条(当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当社は、第10条(事故の通知)の規定による通知または第11条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、当社の指定する医師が作成した扶養者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による扶養者の診断書または死体検案書の提出にあたり、診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当社が負担します。

(注1)死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2)収入の喪失を含みません。

第14条(代位)

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者とその損失について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第15条(普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第4章基本条項第17条(保険金の請求)および同章第18条(保険金の支払時期)の規定は適用しません。

第16条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款の規定中、下表に掲げる字句は、同表のとおり読み替えて適用します。

規定	読み替え対象の字句
第4章基本条項第2条(保険責任の始期および終期)(3)	事故による傷害、損失または損害 → この特約の事故による損失

第4章第3条(告知義務) (3)③	事故	→	この特約の事故
第4章第3条(5)	発生した傷害または 事故による損失もし くは損害	→	発生したこの特約の 事故による損失
第4章第10条(重大事由 による解除)(2)④	第2章育英費用補償 条項の育英費用保険 金を受け取るべき者	→	この特約の保険金を 受け取るべき者
第4章第10条(2)(注)	その育英費用保険金 を受け取るべき者	→	その保険金を受け取 るべき者
第4章第13条(保険料の 返還または請求—告知義 務・職業または職務の変 更に関する通知義務等の 場合)(7)	事故による傷害、損 失または損害	→	この特約の事故によ る損失
第4章第19条(時効)	第17条(保険金の請 求)(1)に定める時	→	この特約第11条(保 険金の請求)(1)に定 める時

第17条(重大事由解除に関する特則)

当社は、普通保険約款第4章基本条項第10条(重大事由による解除)(3)の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加してこの特約に適用します。

「

(3) (1)・(2)の規定による解除が損失の発生した後になされた場合であっても、第12条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①～⑤の事由または(2)①～④の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生したこの特約の事故による損失に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が(1)③ア.～オ.のいずれかに該当することにより(1)・(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③ア.～ウ.またはオ.のいずれにも該当しない被保険者および保険金を受け取るべき者に生じた損失については適用しません。

」

第18条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

疾病による学業費用補償特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用 語	定 義
か 学資費用	被保険者が在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間中に毎年必要となる費用(注)をいいます。 (注) 授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等をいいます。
け 継続契約	疾病学業費用保険契約の保険期間の末日(注)を保険期間の初日とする疾病学業費用保険契約をいいます。 (注) その疾病学業費用保険契約が保険期間の末日前に解除されていた場合には、その解除日とします。
し 疾 病	傷害以外の身体の障害をいいます。
疾病学業費用保険契約	普通保険約款およびこの特約に基づく保険契約をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
支払対象期間	支払対象期間開始日から支払対象期間終了日までの期間をいいます。
支払対象期間開始日	扶養者が疾病により死亡した日の翌日をいいます。

	支払対象期間終了日	保険証券記載の学業費用補償特約の終期をいいます。
	支払年度	初年度については支払対象期間開始日から1年以内に到来する支払対象期間終了日の応当日まで、次年度以降については支払対象期間終了日の応当日から1年間をいいます。
	傷 害	身体の傷害をいいます。
	初年度契約	継続契約以外の疾病学業費用保険契約をいいます。
	進学費用	被保険者が進学する際に、進学する学校に納付する費用のうち、学資費用以外の費用(注)をいいます。 (注) 入学金、納付が義務付けられている寄付金等をいいます。
た	他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ひ	被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
ふ	扶養者	被保険者を扶養する者で保険証券記載の者をいいます。
ほ	保険金	学資費用保険金または進学費用保険金をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、扶養者が疾病を発病し、その直接の結果として、死亡した場合において、それによって扶養者に扶養されなくなることにより被保険者が被る損失に対して、この特約および普通保険約款第4章基本条項の規定に従い保険金を被保険者に支払います。
- (2) (1)の発病の認定は、医師の診断によります。ただし、扶養者が医師である場合は、扶養者以外の医師の診断によります。

第3条 (保険金を支払わない場合)

- (1) 当社は、次の①～⑩のいずれかに該当する事由によって発病した疾病の直接の結果として、扶養者が死亡した場合の損失に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者(注1)、被保険者または扶養者の故意または重大な過失
 - ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - ④ 扶養者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用。ただし、治療を目的として扶養者以外の医師が用いた場合には、保険金を支払います。
 - ⑤ 扶養者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑥ 扶養者に対する刑の執行
 - ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)
 - ⑧ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑨ ⑦・⑧の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 当社は、扶養者が疾病により死亡した時に、扶養者が被保険者を扶養していない場合には、保険金を支払いません。

第4条 (学資費用保険金の支払)

- (1) 当社は、支払対象期間中に被保険者が負担した学資費用に対して、学資費用保険金を支払います。
- (2) 当社の支払う学資費用保険金の額は、支払対象期間中の支払年度ごとに、保険証券記載の学資費用保険金額を限度とします。

第5条 (進学費用保険金の支払)

- (1) 当社は、支払対象期間中に被保険者が負担した進学費用に対して、進学費用保険金を支払います。
- (2) 当社の支払う進学費用保険金の額は、支払対象期間を通じ、保険証券記載の進学費用保険金額を限度とします。

第6条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合においては、当社は、次の①・②に掲げる額のいずれか

を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

保険金の額	=	支払責任額が最も高い保険契約または共済契約の支払責任額	-	他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額
-------	---	-----------------------------	---	-----------------------------

(2) (1)の規定は、学資費用保険金および進学費用保険金ごとに適用します。

第7条（保険責任の始期および終期）

保険期間が始まった後でも、当社は、次の①～③のいずれかに該当する扶養者の死亡による損失に対しては、保険金を支払いません。

① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に発病した疾病による扶養者の死亡

② この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に発生した扶養者の死亡

③ この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの疾病学業費用保険契約の保険期間の開始時から、その疾病学業費用保険契約の保険料を領収した時までの期間中に発病した疾病による扶養者の死亡

第8条（保険期間と支払責任の関係）

(1) 当社は、扶養者が保険期間中に疾病により死亡した場合に限り、それによって扶養者に扶養されなくなることにより被保険者が被る損失に対して、保険金を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、扶養者の死亡の原因となった疾病を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。ただし、扶養者の死亡した時がこの保険契約の保険期間の初日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後である場合には、保険金を支払います。

(3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、扶養者の死亡の原因となった疾病を発病した時が、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始日より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。ただし、扶養者の死亡した時がその初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後である場合には、保険金を支払います。

第9条（扶養者の変更）

保険契約締結の後、被保険者を扶養する者が変更となった場合には、保険契約者または被保険者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、当社がこれを承認したときは、新たに保険証券に記載された扶養者について、この特約を適用します。

第10条（特約の失効）

(1) 保険契約締結の後、次の①～③のいずれかに該当した場合には、この特約は効力を失います。

① 当社が保険金を支払った場合

② 被保険者が独立して生計を営むようになった場合

③ 被保険者が特定の個人により扶養されなくなった場合

(2) (1)のほか、この特約が付帯された保険契約に学業費用補償特約が付帯された場合において、当社が同特約の保険金を支払ったときは、この特約は効力を失います。

(3) この特約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算したこの特約の保険料を返還します。

第11条（事故の通知）

(1) 扶養者が疾病により死亡した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、次の①～③のことを履行しなければなりません。

① 扶養者が死亡した日からその日を含めて30日以内に疾病の発病の経過および内容を当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたとき、または扶養者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

② 他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当社に通知すること。

③ ①・②のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また、当社が行う損害の調査に協力すること。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(2) 次の①・②のいずれかに該当する場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合

② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定による通知または説明について知っている事実を告げなかった場合、または事実と

異なることを告げた場合

第12条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の①・②の時から、それぞれ発生し、これを行することができるものとします。
- ① 学資費用保険金については、支払対象期間中に被保険者が学資費用を負担した時
 - ② 進学費用保険金については、支払対象期間中に被保険者が進学費用を負担した時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①～⑩に掲げる書類または証拠のうち当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 保険期間中に疾病を発病したこと、疾病の内容を証明する扶養者以外の医師の診断書
 - ④ 死亡診断書または死体検案書
 - ⑤ 保険金の支払を受けようとする学資費用または進学費用の支出明細書およびその支出を証明する書類
 - ⑥ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑦ 扶養者の戸籍謄本
 - ⑧ 扶養者が疾病により死亡した時に、扶養者が被保険者を扶養していたことを証明する書類
 - ⑨ 保険金の請求を第三者に委任する場合は、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
 - ⑩ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次の①～③に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合、または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①・②に規定する者がいない場合、または①・②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、費用の額または疾病の内容等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 次の①～③のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)・(3)・(5)の書類のいずれかに事実と異なる記載をした場合
 - ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)・(3)・(5)の書類または証拠のいずれかを偽造し、または変造した場合

第13条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①～⑤の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、扶養者の死亡の原因、疾病の発病の経過、費用または疾病発病の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、費用の額または疾病の内容、扶養者の死亡と費用との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①～④のほか、他の保険契約等の有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (2) (1)の確認をするため、次の①～④に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①～④に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1)①～④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
 - ② (1)①～④の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①～⑤の事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1)①～⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1)・(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなくその確認を妨げ、またはその確認に応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)・(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- (4) (1)・(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第14条(当社の指定する医師が作成した死体検案書の要求)

- (1) 当社は、第11条(事故の通知)の規定による通知または第12条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、当社の指定する医師が作成した扶養者の死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による扶養者の死体検案書の提出にあたり、死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第15条(代位)

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者とその損失について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第16条(告知義務に関する特則)

この特約の告知義務に関する取扱いについては、この保険契約の保険期間の初日(注)からその日を含めて1年を経過した場合において、その期間内に解除の原因となる事実により保険金の支払責任が生じなかったときは、当社は、普通保険約款第4章基本条項第3条(告知義務)(2)の規定による解除を行いません。

(注) この保険契約が継続契約である場合は、次のア・イ.のいずれかの日とします。

- ア. この保険契約が継続されてきた疾病学業費用保険契約のいずれの継続契約においても、保険金額の増額等、当社の保険責任の加重がなされていない場合
この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日
- イ. ア. 以外の場合
保険金額の増額等、当社の保険責任の加重が最後になされた継続契約の保険期間の初日

第17条(普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第4章基本条項第2条(保険責任の始期および終期)(3)、同章第17条(保険金の請求)および同章第18条(保険金の支払時期)の規定は適用しません。

第18条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款の規定中、下表に掲げる字句は、同表のとおり読

み替えて適用します。

規 定	読み替え対象の字句	
第4章基本条項第3条 (告知義務) (3)③	事故が発生する前に	→ 扶養者がこの特約第2条(保険金を支払う場合) (1)の疾病を発病する前に
第4章第3条(5)	発生した傷害または事故による損失もしくは損害	→ 発生した扶養者の死亡による損失
第4章第10条(重大事由による解除) (2)④	第2章育英費用補償条項の育英費用保険金を受け取るべき者	→ この特約の保険金を受け取るべき者
第4章第10条(2)(注)	その育英費用保険金を受け取るべき者	→ その保険金を受け取るべき者
第4章第13条(保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合) (4)	保険金を支払いません	→ 訂正すべき事実を当会社に告げなかった疾病学業費用保険契約の保険期間の開始時から、追加保険料を領収した時までの期間中に発病した疾病による扶養者の死亡または発生した扶養者の死亡による損失に対しては、保険金を支払いません
第4章第13条(7)	生じた事故による傷害、損失または損害	→ 発病した疾病による扶養者の死亡または発生した扶養者の死亡による損失
第4章第19条(時効)	第17条(保険金の請求) (1)に定める時	→ この特約第12条(保険金の請求) (1)に定める時

第19条(重大事由解除に関する特則)

当社は、普通保険約款第4章基本条項第10条(重大事由による解除) (3)の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加してこの特約に適用します。

- 「
- (3) (1)・(2)の規定による解除が損失の発生した後になされた場合であっても、第12条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①～⑤の事由または(2)①～④の事由が生じた時から解除がなされた時までに発病した疾病による扶養者の死亡または発生した扶養者の死亡による損失に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が(1)③ア.～オ.のいずれかに該当することにより(1)・(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③ア.～ウ. またはオ. のいずれにも該当しない被保険者および保険金を受け取るべき者に生じた損失については適用しません。
- 」

第20条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

進学費用補償対象外特約

当社は、この特約により、学業費用補償特約第5条(進学費用保険金の支払)および疾病による学業費用補償特約第5条(進学費用保険金の支払)に規定する進学費用保険金を支払いません。

＜学生賠償責任保険のみに適用する約款＞ 賠償責任保険普通保険約款

第1条（用語の定義）

この賠償責任保険普通保険約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

用 語		定 義
き	危 険	損害の発生の可能性をいいます。
	危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
こ	告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。（注） （注）他の保険契約等に関する事項を含みます。
し	事 故	被保険者が他人に身体の障害を与えることまたは他人の財物を損壊することをいいます。 ただし、特別約款、特約にこれと異なる定義がある場合には、その定義によります。
	支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
	身体の障害	生命または身体を害した状態をいいます。
そ	損 壊	滅失、損傷または汚損をいいます。滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいいます。損傷とは、財物が壊れることをいいます。汚損とは、財物が汚れたことによりその客観的な経済的価値を減じられることをいいます。
た	他 人	被保険者以外の者をいいます。
	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
は	配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
ひ	被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。 ただし、特別約款、特約にこれと異なる定義がある場合には、その定義によります。
ふ	普通保険約款	賠償責任保険普通保険約款をいいます。
ほ	保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、事故により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①～⑧のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（注1）の故意によって生じた賠償責任
- ② 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ③ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ④ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ⑤ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑥ 戦争（注2）、変乱、暴動、騷擾、労働争議に起因する賠償責任
- ⑦ 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する賠償責任
- ⑧ 排水または排気（注3）に起因する賠償責任

（注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）宣戦の有無を問いません。

(注3) 煙を含みます。

第4条 (保険金を支払う範囲および当会社の責任限度額)

- (1) 当社が支払う保険金は、次の①～⑥に該当するものに限り、この場合において、②～⑥の費用に収入の喪失は含みません。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金の額 (注1) (注2)
 - ② 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用
 - ③ 事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
 - ④ 被保険者が当会社の承認を得て支出した第20条 (事故発生時の義務) ①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用および同条③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
 - ⑤ 第22条 (当会社による解決) の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用
 - ⑥ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- (注1) 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。
- (注2) 被保険者が損害賠償請求権者へ損害賠償金を支払うことによって、取得するものがあるときは、その価額を差し引いた額をいいます。
- (2) 当社が支払う保険金の額は、1回の事故について、次の算式によって算出した額とします。

保険金の額	=	(1)①・③・④の合計額から保険証券記載の免責金額 (注1) を差し引いた額 (注2)
	+	(1)②の費用 (注3)
	+	(1)⑤・⑥の費用

(注1) 被保険者の自己負担額をいいます。

(注2) 保険証券記載の支払限度額を限度とします。

(注3) (1)①の額が保険証券記載の支払限度額を超過する場合には、次の算式によって算出した額とします。

(1)②の費用として支払うべき保険金の額	=	(1)②の費用の額	×	$\frac{\text{保険証券記載の支払限度額}}{\text{(1)①の損害賠償金の額}}$
----------------------	---	-----------	---	---

- (3) 期間中の限度額を設定した場合において、当社が保険金を支払ったときは、保険期間中の支払限度額から、その支払った保険金の額 (注) を控除した残額をもって、その事故の発生した時以降の保険期間に対する期間中支払限度額とします。

(注) (1)で支払う保険金の額から(1)②・⑤・⑥の費用として支払われた保険金の額を除きます。

第5条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当社は、次の①・②のいずれかに該当する額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

保険金の額	=	損害の額	-	他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額
-------	---	------	---	-----------------------------

- (2) (1)の損害額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額 (注) の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額 (注) を差し引いた額とします。

(注) 被保険者の自己負担額をいいます。

第6条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終了します。

（注）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
(3) 保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
(2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(3) (2)の規定は、次の①～④のいずれかに該当する場合には適用しません。
① (2)に規定する事実がなくなった場合
② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）
③ 保険契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
④ 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

（注）当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを勧めた場合を含みます。

- (4) (2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

第8条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。

（注）告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

- (2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(3) (2)の規定は、当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
(4) (2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
(5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。
(6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（注）を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

- (7) (6)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされ

た時まで発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第9条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第10条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第11条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第12条（保険契約の解除）

- (1) 当社は、保険契約者が第16条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)・(2)の追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限り、適用されます。

- (2) 保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第13条（重大事由による解除）

- (1) 当社は、次の①～④のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のア．～オ．のいずれかに該当すること。

ア．反社会的勢力（注）に該当すると認められること。

イ．反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ．反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。

エ．法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ．その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①～③に掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が①～③の事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- (2) 当社は、被保険者が①③ア．～オ．のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

（注）被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

- (3) (1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①～④の事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

- (4) 保険契約者または被保険者が①③ア．～オ．のいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の①・②の損害については適用しません。

① (1)③ア．～オ．のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

② (1)③ア．～オ．のいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害（注）

（注）第4条（保険金を支払う範囲および当社の責任限度額）(1)②～⑥の費用を除きます。

第14条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第15条（保険料の精算）

- (1) 保険料が賃金、入場者、領収金または売上高等に対する割合によって定められる場合においては、保険契約者は、保険契約終了後遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当会社に提出しなければなりません。
- (2) 当社は、保険期間中および保険契約終了後1年間に限り、いつでも保険料を計算するために必要と認める保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。
- (3) (1)・(2)の資料に基づいて計算された保険料（注）と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、当社はその差額を追徴し、または返還します。

（注）保険契約締結の際に当社が交付する書面等によって定められた最低保険料に達しない場合は最低保険料とします。

- (4) この約款において、賃金、入場者、領収金、売上高とは次の①～④に定めるところによります。
 - ① 賃金：保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して、保険期間中における労働の対価として被保険者が支払うべき金銭の総額をいい、その名称を問いません。
 - ② 入場者：保険期間中に、有料、無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者と同居する親族および被保険者の業務に従事する使用人を除きます。
 - ③ 領収金：保険期間中に、保険証券記載の業務によって被保険者が領収すべき税込金額の総額をいいます。
 - ④ 売上高：保険期間中に、被保険者が販売したすべての商品の税込対価の総額をいいます。

第16条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第7条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対する保険料を返還または請求します。

（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

- (3) (1)・(2)の規定により追加保険料を請求する場合において、第12条（保険契約の解除）(1)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。

（注）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

- (4) 当社は(1)・(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款、特別約款および特約に従い、保険金を支払います。

第17条（保険料の返還—無効または失効の場合）

- (1) 第10条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
ただし、既経過期間中に損害が発生したことにより失効となる場合には、保険料は返還しません。
- (3) (2)の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高等に対する割合によって定められた保険契約が、失効した場合には、第15条（保険料の精算）(3)の規定によって保険料を精算します。この場合において、最低保険料の定めがないものとして精算すべき保険料を計算します。
ただし、既経過期間中に損害が発生したことにより失効となる場合には、保険料は返還しません。

第18条（保険料の返還—取消しの場合）

第11条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第19条（保険料の返還—解除の場合）

(1) 次の①～④のいずれかに該当する規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

- ① 第7条（告知義務）(2)
- ② 第8条（通知義務）(2)・(6)
- ③ 第12条（保険契約の解除）(1)
- ④ 第13条（重大事由による解除）(1)

(2) 第12条（保険契約の解除）(2)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、次の算式によって算出した保険料を返還します。

$$\boxed{\text{返還する保険料}} = \boxed{\text{保険料(注1)}} - \boxed{\text{既経過期間に対して別表に掲げる短期率によって計算した保険料}}$$

ただし、中途更改（注2）に伴い保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。

（注1）この保険契約に適用された保険料をいいます。

（注2）保険契約者が保険契約を解除した日を保険期間の初日として新たに保険契約を締結する手続きをいいます。

- (3) 保険期間が1年を超える場合は、保険年度ごとに(2)の規定を適用します。
- (4) (1)～(3)の規定にかかわらず、当社または保険契約者が第12条（保険契約の解除）の規定により、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高等に対する割合によって定められた保険契約を解除した場合は、第15条（保険料の精算）(3)の規定によって保険料を精算します。

第20条（事故発生時の義務）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次の①～⑦のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- ② 次のア.～ウ.の事項を遅滞なく、当社に通知すること。なお、この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ア. 事故発生の日時・場所、事故の状況、被害者の住所・氏名または名称
 - イ. 事故発生の日時・場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所・氏名または名称
 - ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ③ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
- ⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。
- ⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当社に通知すること。
- ⑦ ①～⑥のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

（注1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注2）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第21条（事故発生時の義務違反）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当社は、次の①～④の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害額
 - ② 前条②・⑤～⑦のいずれかに該当する規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
 - ③ 前条③に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④ 前条④に違反した場合は、賠償責任がないと認められる額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条②も

しくは⑦の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第22条（当社による解決）

当社は、必要と認めるときは、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当ることができません。この場合において、被保険者は当社の求めに応じその遂行について、当社に協力しなければなりません。

第23条（先取特権）

- (1) 事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

(注) 第4条（保険金を支払う範囲および当社の責任限度額）(1)②～⑥の費用に対する保険金請求権を除きます。

- (2) 当社は、次の①～④のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合（注1）
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合（注2）

(注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①・④のいずれかの規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 第4条（保険金を支払う範囲および当社の責任限度額）(1)②～⑥の費用に対する保険金請求権を除きます。

第24条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険証券記載の支払限度額が、前条(2)②・③のいずれかの規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第4条（保険金を支払う範囲および当社の責任限度額）(1)③・④の規定により当社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第25条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを使用することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①～⑨の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当社の定める事故状況報告書
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ⑤ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ⑥ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ⑦ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑧ 財物の損壊に関して支払われる保険金の請求に関しては、損壊が生じた財物の価値を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および損壊が生じた財物の写真（注2）
 - ⑨ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたも

の

(注1)既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注2)画像データを含みます。

- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次の①～③に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者 (注)

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①・②に規定する者がいない場合または①・②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者 (注) または②以外の3親等内の親族

(注)第1条 (用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容または損害額・傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)・(3)・(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第26条 (保険金の支払時期)

- (1) 当社は、請求完了日 (注) からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の①～⑤の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①～④のほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注)被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (2) (1)の確認をするため、次の①～⑤に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日 (注1) からその日を含めて次の①～⑤に掲げる日数 (注2) を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1)①～④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 (注3) 180日

② (1)①～④の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法 (昭和22年法律第118号) が適用された災害の被災地域における(1)①～⑤の事項の確認のための調査 60日

⑤ (1)①～⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1)被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3)弁護士法 (昭和24年法律第205号) に基づく照会その他法令に基づき照会を含みます。

- (3) (1)・(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)・(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第27条(時効)

保険金請求権は、第25条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第28条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の①・②の額を限度とします。

① 当社が損害額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)・(2)のいずれかの債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第29条(保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款、特別約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。

- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第30条(保険契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または保険金を受け取るべき者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または保険金を受け取るべき者を代理するものとします。

- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または保険金を受け取るべき者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。

- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款、特別約款および特約に関する義務を負うものとします。

第31条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第32条(準拠法)

この賠償責任保険普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

附 則

- (1) 第23条(先取特権)(1)・(2)の規定および第24条(損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)の規定は、保険法(平成20年法律第56号)の施行日以後に事故が発生した場合に適用します。

- (2) 第23条(先取特権)(3)の規定は、保険法の施行日以後に保険金請求権(注)の譲渡または保険金請求権(注)を目的とする質権の設定もしくは差押えがされた場合に適用します。

(注) 保険法の施行日前に発生した事故に係るものを除きます。

別表 短期率表

既経過期間	0日	7日まで	15日まで	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで
短期率	0%	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

施設所有（管理）者特別約款

第1条（用語の定義）

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用 語		定 義
し	仕 事	保険証券記載の仕事をいいます。
	施 設	保険証券記載の不動産または動産をいいます。

第2条（当会社の支払責任）

当社が、保険金を支払うべき普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の損害は、次の①・②のいずれかに該当する損害に限ります。

- ① 施設の所有、使用または管理に起因する損害
- ② 施設の用法に伴う仕事の遂行に起因する損害

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、被保険者が次の①～⑥のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する賠償責任
- ② 航空機、昇降機、ロープウェイカー、ケーブルカー、自動車または施設外における船、車両（注1）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ③ 施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出による財物の損壊に起因する賠償責任
- ④ 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑤ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任
- ⑥ 仕事の終了（注2）または放棄の後に仕事の結果に起因して負担する賠償責任（注3）

（注1）原動力が専ら人力である場合を除きます。

（注2）仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡しをいいます。

（注3）被保険者の仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材は、仕事の結果とはみなしません。

第4条（普通保険約款との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款の規定を適用します。

生産物特別約款

第1条（用語の定義）

この生産物特別約款において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用 語		定 義
せ	生産物	保険証券記載の財物をいいます。

第2条（当会社の支払責任）

当社が、保険金を支払うべき普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の損害は、被保険者によって、製造、販売または施工された生産物が他人に引き渡された後、その生産物に起因する損害に限ります。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、被保険者が次の①・②のいずれかに該当する賠償責任を負担すること

よって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 生産物の性質または欠陥により、損壊したことに起因するその生産物自体に対する賠償責任
- ② 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売または施工した生産物に起因する賠償責任

第4条（普通保険約款との関係）

この生産物特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款の規定を適用します。

施設所有（管理）者特別約款追加特約（学賠用）

当社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合）ならびに施設所有（管理）者特別約款第3条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、被保険者が次の①～③のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のア．～エ．のいずれかに該当する事に起因する賠償責任
 - ア．法令に違反して人または動物に対する診療、治療、看護または疾病の予防もしくは死体の検案
 - イ．法令に違反して医薬品もしくは医療用具の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示
 - ウ．身体の美容または整形
 - エ．あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等
- ② 弁護士、会計士、建築士、設計士その他これらに類似の職業人がその資格に基づいて行う行為に起因する賠償責任
- ③ 建築、土木、組立その他の工事の遂行に起因する賠償責任

生産物特別約款追加特約

第1条（用語の定義）

この生産物特別約款追加特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用 語	定 義
か 完成品	生産財物が成分、原材料もしくは部品等として使用されている財物をいいます。
こ 国内事故	日本国内における事故をいいます。
せ 生産物	保険証券記載の財物をいいます。
生産財物	被保険者によって製造もしくは販売された保険証券記載の財物をいいます。(注) (注)被保険者による施工等の仕事の結果は含みません。
製造品	生産財物により製造、生産される財物および生産財物を制御装置として使用している製造機械等から製造、生産される財物をいいます。

第2条（当会社の支払責任）

- (1) 当社が、保険金を支払うべき普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の損害は、生産物特別約款第2条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、国内事故に起因する損害に限ります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、国内事故に係る訴訟が日本国以外の裁判所に提起された場合は、当社は一切保険金を支払いません。

第3条（1事故の定義）

同一の原因から発生した一連の事故は、発生時間または発生場所が異なる場合であっても1事故とみなします。

第4条（回収費用等補償対象外）

- (1) 被保険者は、生産物の欠陥にもとづく事故が発生し、かつ、同種の事故の発生するおそれのあることを知った場合は、同一の原因による他の事故の発生を防止するため、遅滞なく、回収、検査、修理、交換、その他適切な措置を講じなければなりません。
- (2) 被保険者が、正当な理由なく、(1)の規定に違反した場合は、当社はその後発生する一切の損害に対しては、発生を防止することができたと認められる損害額を差し引いて保険金を支払います。
- (3) 当社は、被保険者が(1)の措置を講ずるために要した費用については、保険金を支払いません。

第5条（不良完成品等補償対象外）

- (1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、完成品の損壊に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、製造品の損壊に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、完成品の損壊に起因して、完成品以外の財物に発生した損壊および身体の障害に対しては、保険金を支払います。
- (4) 当社は、製造品の損壊に起因して、製造品以外の財物に発生した損壊および身体の障害に対しては、保険金を支払います。

第6条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通保険約款および特別約款の規定を適用します。

L P ガス販売業務補償対象外特約

第1条（用語の定義）

このL P ガス販売業務補償対象外特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用 語	定 義
き 器 具	L P ガス容器その他のガス器具をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、施設所有（管理）者特別約款第2条（当社の支払責任）または生産物特別約款第2条（当社の支払責任）に規定する損害のうち、被保険者が行うL P ガス販売業務の遂行（注）またはその結果に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
（注）L P ガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。
- (2) (1)のL P ガス販売業務とは、L P ガスの供給およびこれに伴うL P ガスの製造・貯蔵・充・移動などの業務をいい、器具の販売・貸与ならびに配管、器具の取付け・取替え、器具・導管の点検・修理などの作業を含みます。

油濁損害補償対象外特約

第1条（用語の定義）

この油濁損害補償対象外特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用 語	定 義
こ 公共水域	海、河川、湖沼、運河をいいます。
せ 石油物質	次の①～③に掲げるものをいいます。 ① 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類 ② ①の石油類より誘導される化成品類 ③ ①・②の物質を含む混合物、廃棄物および残渣

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、石油物質が保険証券記載の施設から公共水域へ流出したことに起因して、被保険者が次の①・②のいずれかに該当する法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
① 水の汚染による他人の財物の損壊に起因する賠償責任
② 水の汚染によって漁獲高が減少または漁獲物の品質が低下したことに起因する賠償責任
- (2) 当社は、石油物質が保険証券記載の施設から流出し、公共水域の水を汚染したまたはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕回収収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用、その他損害の防止軽減のために要した費用については、被保険者が支出したと否とを問わず、保険金を支払いません。

第3条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款および施設所有（管理）者特別約款の規定を適用します。

原子力危険補償対象外特約

当社は、直接であると間接であるとを問わず、原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ（注）の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除

きます。

(注) ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。

石綿損害等補償対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、直接であると間接であるを問わず、石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因して事故が生じたことにより、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、直接であると間接であるを問わず、石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の石綿と同種の有害な特性に起因して事故が生じたことにより、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

廃棄物補償対象外特約

当会社は、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）に規定する損害のうち、被保険者または第三者が廃棄したものに起因して事故が生じたことにより、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

汚染危険補償対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、直接であると間接であるを問わず、被保険者が汚染物質の排出・流出・いっ出または漏出に起因する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、汚染物質の排出・流出・いっ出または漏出が急激かつ偶然なものである場合を除きます。
- (2) (1)にいう汚染物質とは、固体状・液体状・気体状のまたは熱を帯びた刺激物質および汚濁物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学製品、廃棄物（注）等を含みます。

(注) 再生利用のための物質を含みます。

第2条（処理費用等の補償対象外）

当会社は、いかなる場合も汚染物質の調査・監視・清掃・移動・収容・処理・脱毒・中等等に要するすべての損失および費用に対しては、保険金を支払いません。

被障害者の間接損害補償対象外特約

第1条（用語の定義）

この被障害者の間接損害補償対象外特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用 語	定 義
ひ 被障害者	身体の障害を被った者をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、被保険者が、被障害者の労働能力の喪失または減少によって、被障害者の属する企業、法人、国または地方公共団体その他の団体が被った損失に起因する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

効能不発揮損害補償対象外特約

当会社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合）および生産物特別約款第3条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であると間接であるを問わず、生産物が被保険者の意図した効能または性能を発揮できなかったことによる事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

職業性疾病等補償対象外特約

第1条（用語の定義）

この職業性疾病等補償対象外特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用 語	定 義
と 特別約款	生産物特別約款をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款および特別約款に規定する保険金を支払わない事由のほか、直接であると間接であるとを問わず、特別約款第2条（当社の支払責任）にいう生産物の長時間にわたる使用により、有害作用が蓄積した結果生じた身体の障害につき、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

漏水補償特約（施設用）

当社は、施設所有（管理）者特別約款第3条（保険金を支払わない場合）③の規定にかかわらず、給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出による財物の損壊に起因する損害に対しては、保険金を支払います。

学生賠償責任補償特約

第1章 共通条項

第1条（用語の定義）

この学生賠償責任補償特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用 語	定 義
い インターンシップ	被保険者が在学中に自らの専攻または将来のキャリアに関連した企業等内で就業体験を行うこと（注）をいいます。 （注）各種免許交付または資格付与の条件として法令に定められた実習、実地修練、実技、就業等を除きます。
せ 正課の講義等	次の①～⑥に掲げるものをいいます。 ① 大学等が授業として取り扱う講義、実験、実習、演習等 ② 大学等が教育活動の一環として主催する行事 ③ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項の別表第1、別表第2または別表第2の2に定める単位習得のために行う教育職員免許法施行規則第6条第5欄に掲げる教育実習 ④ 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）第2条に定める、特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて行われる、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験 ⑤ インターンシップ ⑥ ①・②に準じるボランティア活動。ただし、部活動、サークル活動として行うボランティア活動は含みません。
た 大学等	学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校およびこれと同等の教育機関をいいます。

第2条（本特約の目的）

当社は、普通保険約款、施設所有（管理）者特別約款、生産物特別約款、各特別約款に付帯する特約および本特約の規定に基づき、被保険者が行う正課の講義等に起因して被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

第3条（被保険者の範囲）

被保険者は加入者証記載の加入者とし、被保険者相互間ではそれぞれ互いに他人とみなします。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①～⑤の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故に起因する賠償責任
- ② 被保険者の職務（注）遂行に直接起因する賠償責任
- ③ もっぱら被保険者の職務（注）の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ④ 被保険者の心神喪失に起因する賠償責任

- ⑤ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する賠償責任

(注) 正課の講義等を除きます。

第5条 (国外における補償)

当社は、この特約が付帯される保険契約においては、生産物特別約款追加特約第2条(当社の支払責任)の規定にかかわらず、日本国外において他人に与えた身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任および人格権侵害補償特約(学生賠償責任保険用)第2条(当社の支払責任)に規定する不当行為に起因する賠償責任を負担することによって被る損害を、この特約が付帯される普通保険約款、普通保険約款に付帯される各特別約款および特約の規定に基づいて保険金を支払います。

第6条 (適用する特約)

各特別約款には、本特約のほか、別表1に掲げる特約が適用されます。

第7条 (普通保険約款等との関係)

この学生賠償責任補償特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款、生産物特別約款および各特別約款に付帯する特約の規定を適用します。

第2章 施設所有(管理)者賠償責任補償条項

第1条 (当社の支払責任)

- 当社は、普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款および付帯される特約の規定に従い、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対し、保険金を支払います。
- 施設所有(管理)者特別約款第2条(当社の支払責任)に規定する損害は、次の①・②に限ります。
 - 被保険者が正課の講義等のために使用する施設の使用、管理に起因する損害
 - 正課の講義等の遂行に起因する損害

施設所有(管理)者賠償責任補償条項に関する特則

※この特則は、第2章 施設所有(管理)者賠償責任補償条項の特則として適用されます。

第1条 (用語の定義)

この施設所有(管理)者賠償責任補償条項に関する特則において、次に掲げる用語は、以下の定義に従います。

用 語	定 義
か 学 生	全国大学生協共済生活協同組合連合会の会員の組合員、かつ学生賠償責任保険の加入者をいいます。

第2条 (当社の支払責任)

当社は、被保険者が正課の講義等における医療関連実習の遂行に起因して、学生の身体に感染による障害が発生またはそのおそれがある場合、普通保険約款第4条(保険金を支払う範囲および当社の責任限度)①③または④の規定に基づき、感染事故損害防止費用(注)に対して保険金を支払います。

(注) 感染の予防または治療のために、当社の承認を得て被保険者が支出した費用をいいます。

第3条 (被保険者の範囲)

- 本特則における被保険者には、全国大学生協共済生活協同組合連合会の認める大学等を含むこととします。
- (1)の被保険者と第1章共通条項第3条(被保険者の範囲)に規定する被保険者相互間はそれぞれ互いに他人とみなします。

第4条 (支払限度額)

- 当社が、本特則に基づいて支払う保険金の額は、各保険年度に対して500万円を限度とします。
- 当社は、第2章施設所有(管理)者賠償責任補償条項第2条(当社の支払責任)②に規定する損害が発生した場合、損害の額から当社が本特則に基づいて支払った保険金の金額を控除した金額に対して、保険金を支払います。

第5条 (保険金を支払わない場合)

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①・②の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- 保険期間開始前に感染していた感染症
- 正課の講義等における医療関連実習以外における事故

第3章 生産物賠償責任補償条項

第1条 (用語の定義)

この第3章生産物賠償責任補償条項において、次に掲げる用語は、以下の定義に従います。

用 語		定 義
せ	生産物	被保険者が正課の講義等により製造、販売もしくは施工した財物をいいます。

第2条 (当会社の支払責任)

- (1) 当会社は、普通保険約款、生産物特別約款および付帯される特約の規定に従い、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) 生産物特別約款第2条(当会社の支払責任)に規定する損害は、以下のとおりとします。
- ① 生産物が他人に引き渡された後、その生産物に起因して保険期間中に生じた損害
 - ② 被保険者が行った正課の講義等の結果に起因して保険期間中に生じた損害

第3条 (支払限度額)

- (1) 当会社が、生産物特別約款に基づいて支払う保険金の額は、各保険年度に対して保険証券記載の支払限度額を限度とします。
- (2) 当会社が生産物特別約款に基づいて保険金を支払ったときは、保険証券記載の支払限度額からその保険金の額を控除した金額をもって損害が生じた時以降のその保険年度に対する支払限度額とします。

別表1

特 約	付帯される特別約款	施設所有(管理)者特別約款	生産物特別約款
施設所有(管理)者特別約款追加特約		○	
生産物特別約款追加特約			○
L P ガス販売業務補償対象外特約		○	○
油濁損害補償対象外特約		○	
原子力危険補償対象外特約		○	○
石綿損害等補償対象外特約		○	○
廃棄物補償対象外特約		○	○
汚染危険補償対象外特約		○	○
被障害者の間接損害補償対象外特約		○	○
効能不発揮損害補償対象外特約			○
職業性疾病等補償対象外特約			○
漏水補償特約(施設用)		○	
人格権侵害補償特約(学賠用)		○	
不良完成品等損害補償特約			○

人格権侵害補償特約 (学生賠償責任保険用)

第1条 (用語の定義)

この人格権侵害補償特約(学生賠償責任保険用)において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用 語		定 義
し	事 故	保険証券記載の被保険者の仕事に起因して、保険期間中に被保険者もしくは被保険者以外の者が不当行為を行うことをいいます。
と	特別約款	施設所有(管理)者特別約款をいいます。
ふ	不当行為	次の①・②に該当する行為をいいます。 ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損 ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害

第2条（当会社の支払責任）

この人格権侵害補償特約（学生賠償責任保険用）において、当社が、保険金を支払うべき普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の損害は、特別約款第2条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、事故により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に限りません。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合）および特別約款第3条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、被保険者が次の①～⑤に該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（注）に起因する賠償責任
 - ② 直接であると間接であるとを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
 - ③ 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
 - ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
 - ⑤ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任
- （注）過失犯を除きます。

第4条（支払限度額）

当社が第2条（当会社の支払責任）の定めに従い支払うべき保険金の額は、被保険者ごとに、1事故および各保険年度に対して500万円を限度とします。

第5条（普通保険約款等との関係）

この人格権侵害補償特約（学生賠償責任保険用）に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通保険約款および特別約款の規定を適用します。

不良完成品等損害補償特約

当社は、この特約により、生産物特別約款追加特約第5条（不良完成品等補償対象外）(1)・(2)の規定は適用しません。

保険料支払に関する特約

第1条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むものとします。

第2条（保険料払込前の事故）

保険期間が始まった後でも、当社は、保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料領収前に生じた事故による損害または傷害等に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料不払による保険契約の解除）

当社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知をもって、保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解除の効力）

前条による解除の効力は、保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

— <学生賠償責任保険・扶養者死亡保障保険のご契約に関するお問い合わせは> —

ご契約に関するお問い合わせは、下記のいずれかにご連絡ください。

- ① 在学の大学生協窓口
- ② 共済サポートダイヤル 0120-335-770 (通話料無料)

<取扱代理店>

大学生協保険サービス

<引受幹事保険会社>

共栄火災海上保険株式会社

KT-1503 (2015.02)

B1414430E0750-20140716